

平成23年度
外部評価結果報告書
(案)

平成23年8月16日

江東区外部評価委員会

前文掲載予定

目 次

外部評価委員会について	1
施策評価	7
【施策2】身近な緑の育成	8
【施策3】地域からの環境保全	11
【施策7】子育て家庭への支援	14
【施策10】地域や教育関係機関との連携による教育力の向上	17
【施策12】健全で安全な社会環境づくり	20
【施策13】地域の人材を活用した青少年の健全育成	24
【施策15】環境変化に対応した商店街振興	27
【施策16】安心できる消費者生活の実現	30
【施策17】コミュニティの活性化	33
【施策20】文化の彩り豊かな地域づくり	36
【施策22】健康づくりの推進	39
【施策23】感染症対策と生活環境衛生の確保	43
【施策25】総合的な福祉の推進	46
【施策29】住みよい住宅・住環境の形成	50
【施策31】便利で快適な道路・交通網の整備	53
【施策32】災害に強い都市の形成	56
【施策33】地域防災力の強化	59
【計画の実現に向けて2】スリムで区民ニーズに的確に対応した行財政運営	62
【計画の実現に向けて3】自律的な区政基盤の確立	67
総評	71
資料	75

外部評価委員会 について

1 設置の目的

江東区長期計画における施策の行政評価の実施にあたり、区民の視点に立った評価を行うことを目的とする。

2 評価結果の取扱い

外部評価委員会での評価を踏まえ、区長は各施策に対する評価を行う。この評価結果に基づき、施策の実施のあり方の見直しを図り、必要に応じて予算等への反映を図る。

3 外部評価委員会の構成

学識経験者 3名 評価経験者 4名 公募区民 6名 計13名

は23年度新委員

氏名	委員区分等	備考
安念 潤司	評価経験者	中央大学法科大学院 教授
木村 乃	評価経験者	明治大学 特任准教授
藤枝 聡	評価経験者	立教大学総長室 A I I C 事務室・職員
大塚 敬	評価経験者	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 主任研究員
桑田 仁	学識経験者	芝浦工業大学 准教授
牧瀬 稔	学識経験者	法政大学大学院 兼任講師
山本 かの子	学識経験者	山野美容芸術短期大学 非常勤講師
駒田 千代子	公募区民	
トーマス 理恵	公募区民	
町田 民世子	公募区民	
浦田 清美	公募区民	
山口 浩	公募区民	
篠田 正明	公募区民	

4 評価対象

- ・江東区長期計画に定める施策を評価対象とする。
- ・2年で全施策の評価を行う。22年度は18施策、23年度は19施策の評価を行うこととする。

施策の大綱	施策番号	23年度外部評価対象施策
水と緑豊かな地球環境にやさしいまち	2	身近な緑の育成
	3	地域からの環境保全
未来を担う子どもを育むまち	7	子育て家庭への支援
	10	地域や教育関係機関との連携による教育力の向上
	12	健全で安全な社会環境づくり
	13	地域の人材を活用した青少年の健全育成
区民の力で築く元気に輝くまち	15	環境変化に対応した商店街振興
	16	安心できる消費者生活の実現
	17	コミュニティの活性化
	20	文化の彩り豊かな地域づくり
ともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち	22	健康づくりの推進
	23	感染症対策と生活環境衛生の確保
	25	総合的な福祉の推進
住みよさを実感できる世界に誇れるまち	29	住みよい住宅・住環境の形成
	31	便利で快適な道路・交通網の整備
	32	災害に強い都市の形成
	33	地域防災力の強化
計画の実現に向けて		スリムで区民ニーズに的確に対応した行財政運営
		自律的な区政基盤の確立

5 評価方法

一次評価として施策の主管部が事前に作成する施策評価シート及び事業概要一覧等に基づき、今後5年間の施策の方向性等について評価を行う。

6 23年度の変更点

(1) 公募区民委員の増員

区民意見の反映を促進するため、区民委員3名の増員を行った(3名 6名)。

(2) 全委員によるヒアリングの実施

班別のヒアリングに加え、「計画の実現に向けて2・3」は、各施策の推進の基礎となる内容であるため、全委員によるヒアリングを行った。

(3) 施策評価シートの様式変更

より効率的な評価を行うため、一次評価において「国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業」を記入する欄を設けた。

(4) 事業概要一覧の使用

各施策を構成する事務事業を事業概要一覧としてまとめ、評価の際の参考資料として活用した。

7 実施方法

(1) スケジュール

- ・ 第1回(4月6日) 22年度行政評価結果の報告
- ・ 第2回(6月22日) ガイダンス
- ・ 第3回～第6回(7月4日～7月27日) 区職員からのヒアリング
スケジュールの詳細は、巻末に掲載
- ・ 第7回(8月16日) 評価結果のまとめ

(2) ヒアリングの実施方法

委員長を除く委員12名を3班に分け、担当する施策の評価を行う。なお、班分け及び担当施策は以下の通り(委員長は、最終的な調整・取りまとめを行う。)。

班	委員名	担当施策
1班	大塚 敬 桑田 仁 町田 民世子 篠田 正明	2 身近な緑の育成 3 地域からの環境保全 29 住みよい住宅・住環境の形成 31 便利で快適な道路・交通網の整備 32 災害に強い都市の形成 33 地域防災力の強化
2班	藤枝 聡 牧瀬 稔 トーマス 理恵 山口 浩	7 子育て家庭への支援 10 地域や教育関係機関との連携による教育力の向上 15 環境変化に対応した商店街振興 16 安心できる消費者生活の実現 17 コミュニティの活性化 20 文化の彩り豊かな地域づくり
3班	木村 乃 山本 かの子 駒田 千代子 浦田 清美	12 健全で安全な社会環境づくり 13 地域の人材を活用した青少年の健全育成 22 健康づくりの推進 23 感染症対策と生活環境衛生の確保 25 総合的な福祉の推進

は班長

- ・ ヒアリングは、1回あたり2時間とし、公開で行う。
- ・ 外部評価委員は、基本的に以下の視点に基づき評価を行う。

外部評価委員の視点

施策の目標に対して、成果は上がっているか

区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか

区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か

施策の総合評価（今後の方向性）

(3) 評価のとりまとめ

各委員から提出された外部評価シート及びヒアリング内容をもとに、各班の班長で構成する小委員会で評価案（原案）を作成の上、各委員に提示する。最終案は、第7回外部評価委員会において決定する。

施策評価

施策 2 身近な緑の育成

主管部長(課) 土木部長(水辺と緑の課)
 関係部長(課) 土木部長(道路課)、教育委員会
 事務局次長(学校施設課)

1 施策が目指す江東区の姿

区民の緑に対する愛着と、緑を守り育てる心が育まれ、緑の中の都市「CITY IN THE GREEN」が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み

公共施設の緑化	地域が一体となって、公園や、小学校にある校庭の芝生化を推進します。また、公共施設での屋上緑化や壁面緑化を進めます。
歩行者が快適さを感じる道路緑化	街路樹を増やすとともに、シンボリックな並木道等を整備します。また、地域と連携して街路樹の維持管理を行います。
区民・事業者・区による緑化推進	区民・事業者に対する緑化指導を推進するとともに、屋上(壁面)緑化と生垣に対する助成制度の充実と普及を図ります。さらに、歴史・文化を伝える緑の保全・再生を行います。

3 - 1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 公園や小学校の芝生化が始まる。 H19.7「江東区みどりと自然の基本計画」策定 H21.10「江東区みどりの条例施行規則」改正 H18.12「10年後の東京の姿」で街路樹倍増を掲げる。 H19.6「緑の東京10年プロジェクト」策定。(東京都) H20年度東京都第五建設事務所と本区で街路樹充実連絡会設置 H22.7「江東区内における街路樹充実計画」策定 H23年度CIG()ビジョン及び実施計画策定(予定) CIG: CITY IN THE GREENの略 	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設や緑化指導、助成制度による緑が増加し、街路樹や土地の歴史・文化を伝えるみどりが連携してみどりの街並が形成される。 沿線の土地利用や区民生活と調和した緑の増量 植栽水準のレベルアップ 都と連携し都区道「みどりのネットワーク」の形成 様々な主体が参画・協働するみどりづくりが進む。

3 - 2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 生活に身近な緑や大きな樹木、学校の緑の増加を望む声が多い。 道路に、ふれあい・やすらぎを求める区民ニーズが広がる。 道路に木陰や緑花を求める声の増加 環境、エコへのライフスタイルの変化 	<ul style="list-style-type: none"> 道路沿いや公共施設などの緑が育ち、身近な緑との主体的な関わりを区民自らが主体となり、緑の維持管理に協働して取り組んでいく。 街路樹に対する関心の高まり、適切な街路樹の維持管理が求められる。 CIGビジョン及び実施計画に基づく新たな事業を展開する。

3 - 3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

<p>（この欄は空欄です）</p>

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
6	緑被率	%	16.68 (17年度)						18.77	水辺と 緑の課
7	区立施設における新たな緑化面積	m ²		2,341						水辺と 緑の課
8	街路樹本数	本	8,998 (20年度)	9,683					13,500	道路課
9	区民・事業者による新たな緑化面積	m ²		41,142						水辺と 緑の課

5 施策コストの状況				
	22年度予算	22年度決算(速報値)	23年度予算	24年度予算
トータルコスト	254,895千円	240,064千円	296,036千円	
事業費	193,057千円	183,155千円	230,614千円	
人件費	61,838千円	56,909千円	65,422千円	

6 一次評価 主管部長による評価	
(1) 施策における現状と課題	
<p>平成23年度CIG事業は、河川護岸や道路の隙間などの公共施設緑化を手始めにスタートした。今後CIGの実現に当たっては、区民・事業者・区による連携・協働が不可欠である。そのため、区民が緑の豊かさを実感できるCIGの実現が求められ、区民が主体的に緑化を進める仕組みを作る必要がある。校庭芝生化については平成19年度より取り組み、小学校11校、中学校1校で実施した。校庭の芝生化を維持していくには、効果的な芝生の補修方法などの専門知識が必要であるとともに、地域の協力が不可欠である。養生期間中の校庭の利用制限により、学校運営に支障が起きないようにすることが課題である。</p>	
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性	
<p>平成23年度策定予定のCIGビジョン及び実施計画に基づき、民有地・公有地緑化の新たな制度や仕組みを作る。既存の緑化事業に加え、CIG関連事業を推進し、みどりを介したコミュニティ形成や区民が参画したみどりのまちづくりができるように様々な誘導策を実施する。そのなかで、民有地緑化を推進するために新たな助成制度や顕彰制度の導入を検討し、民有地緑化の推進にインセンティブを与える。校庭芝生化については、各学校の諸条件を勘案しながら、芝生の生育に適した範囲等の整備内容を決定し、推進していく。また、新築・改築する校舎等については、屋上・壁面緑化も検討し進めていく。</p>	

平成23年度 江東区外部評価委員会による評価

施策2		身近な緑の育成	
担当班	1	委員名	大塚委員、桑田委員、町田委員、篠田委員

施策の目標に対して、成果は上がっているか	
<p>・公共施設や街路樹の緑化についてはその取り組みが着実に進展しており一定の成果があがっている。</p>	
区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか	
<p>・区民ニーズには概ね対応していると考えられる。</p> <p>・身近な緑を増やすことへの区民ニーズは高く、それに応える取り組みがなされている。</p> <p>・緑の量を増やすだけでなく、緑の質を高める取り組みについて、今後の方針や取り組みを区民にわかりやすく示すことが課題と考えられる。</p>	
区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か	
<p>・民有地の緑化については一層の取り組み強化が必要である。区民など民間団体の参加意欲を高めるためにも、参加しやすい方法を示すとともに、取り組みの成果を把握する必要がある。</p>	
施策の総合評価(今後の方向性)	
<p>・整備だけでなく維持管理にもコストを要することを考慮すると、少なくとも量的な面では、どの程度の水準を実現することが最終的な目標なのかを明確にする必要がある。</p> <p>・予算の有効活用の観点からも、目標値が達成できた時点で当該事業をいったん終了させるなど、メリハリを効かせた事業運営が望ましい。</p> <p>・緑の量のみならず、「歴史、文化を伝える緑の保全・再生を行う」ことも踏まえ、緑の質に配慮した施策を進める必要がある。</p> <p>・緑を増やすことは、住環境の快適性の向上や熱負荷の低減といった観点から、社会状況に対応した施策であるといえる。しかし、費用に見合った成果を上げているか、評価の仕組みや指標も含めて考えることが必要である。</p>	
その他 (改善点等)	<p>・「歴史、文化を伝える緑の保全、再生」については、成果の指標化や目標の設定がなされておらず、評価ができない。</p>

施策 3 地域からの環境保全

主管部長(課) 環境清掃部長(温暖化対策課)
 関係部長(課) 環境清掃部長(環境保全課、清掃リサイクル課)

1 施策が目指す江東区の姿

区民一人一人が環境保全を意識した取り組みを行っています。また、区民・事業者・区が連携し、地域が一体となって、快適な環境を実現しています。

2 施策を実現するための取り組み

環境意識の向上	区民に対し、環境問題に関する啓発や情報発信を行います。また、区独自のエコポイント制度の導入や環境家計簿の普及に取り組みます。
計画的な環境保全の推進	二酸化炭素(CO ₂)削減量の具体的な数値目標を掲げる等、地球温暖化対策に重点を置いた環境基本計画を策定します。また、計画の実現に向けて、区民・事業者・区がともに二酸化炭素(CO ₂)の削減に取り組みます。
公害等環境汚染の防止	区民・事業者に対して公害防止のための必要な調査・指導・助成を行います。

3 - 1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<p>平成21年4月「改正省エネ法(エネルギー使用の合理化に関する法律)」及び「改正温対法(地球温暖化対策の推進に関する法律)」施行 平成21年4月「東京都環境確保条例」に基づく、都内大規模事業所を対象とした「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」の導入 平成22年3月新たな「江東区環境基本計画」及び「KOTO低炭素プラン(江東区地球温暖化対策実行計画)」策定 平成22年4月から土壤汚染対策法が改正施行され、土壤汚染対策が強化された。微小粒子状浮遊物質に関する大気環境基準が設定され、対策が求められることとなった。COP15(2009年)において、日本の温室効果ガス削減目標を25%とする方針が示された。震災により、温暖化対策を困難視する動きもあるが、依然、温暖化対策は重要な課題である。</p>	<p>IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の科学的知見などによれば、地球温暖化は現に進行しており、このまま放置した場合には、私たちの生活に深刻な影響を及ぼすことが予測される。大気、水質、土壤汚染等の環境保全対策がますます重要課題となり、環境保全行政を行ううえで区の役割が増大する。引き続き地球温暖化防止の視点での取り組みが必要になるとともに、エネルギー政策の転換が求められる。</p>

3 - 2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<p>半数近くの区民が、環境に配慮した行動に取り組んでいる(H22年度区民アンケート調査)。本区人口の増加や生活様式の多様化に伴い、快適な大気、水環境等を求める区民要望が増加している。とくに土壤汚染に関する区民要望が増加している。これまでの温暖化対策の推進に加え、再生可能エネルギーの活用と電力に依存したライフスタイルの転換を図る必要がある。区民・事業者・区が一丸となって電気事業法第27条に基づくピーク時間帯の使用最大電力の15%削減に向けて取り組まなければならない。</p>	<p>区民の環境に対する意識の高まりとともに、区民や事業者への環境情報の提供が、これまで以上に求められる。江東区域のCO₂排出量は、産業部門からの排出量が減少する一方で、業務(オフィスビル等)・家庭・運輸部門では増加傾向にある。今後も臨海部を中心としたマンション開発による人口・世帯数の増加、商業施設・オフィスビル等の増加が見込まれることから、CO₂排出量の大幅な増加が予想される。よりよい快適環境やあらたな環境問題への対応を求める区民要望は今後も増大する。現在、区民・事業者・区の各主体が実施している環境負荷の低減の取り組みに加え、節電への取り組みを今後も継続していくことが必要である。</p>

3 - 3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

--

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
10	環境に配慮した行動に取り組む区民の割合	%	51.7	49.1					60	温暖化対策課
11	環境学習情報館「えこっくる江東」利用者数	人	22,404 (20年度)	31,385					27,000	温暖化対策課
12	江東区の二酸化炭素(CO ₂)削減量の目標値を知っている区民の割合	%		15.7					50	温暖化対策課
13	大気環境基準達成割合(二酸化窒素(NO ₂))	%	100 (20年度)	100					100	環境保全課
	大気環境基準達成割合(浮遊粒子状物質(SPM))	%	100 (20年度)	100					100	環境保全課
14	河川水質(BOD)の環境基準達成割合	%	100 (20年度)	100					100	環境保全課
15	道路交通騒音の環境基準達成割合(昼間)	%	65 (20年度)	68					80	環境保全課
	道路交通騒音の環境基準達成割合(夜間)	%	40 (20年度)	42					60	環境保全課

5 施策コストの状況				
	22年度予算	22年度決算(速報値)	23年度予算	24年度予算
トータルコスト	275,077千円	250,365千円	236,969千円	
事業費	64,850千円	56,891千円	70,510千円	
人件費	210,227千円	193,474千円	166,459千円	

6 一次評価 主管部長による評価	
(1) 施策における現状と課題	
<p>区民や事業者が、環境問題に関する基本的な知識を習得して情報の共有化を図るためには、区民各層を対象とした環境教育プログラムを作成して実施していくことが必要である。区民や事業者の環境保全活動の促進には、各主体がそれぞれの立場で活動に取り組むことはもとより、区民、事業者、区の三者が連携した取り組みを行うことがより効果的である。区民や事業者とのパートナーシップをさらに強化するため、地域協議会などの組織づくりも含めて、環境保全活動の促進を図る必要がある。環境保全への関心が高まる中で、環境問題を理解し、個々の生活において環境に配慮した行動に繋がる知識を得るための、環境情報の提供と環境学習の充実が求められている。大気環境については、光化学オキシダントの環境基準の早期達成、21年度に環境基準が設定された微小浮遊粒子状物質への対応が課題である。水環境については、快適な河川環境を求める要望が大きく、要望を実現することが課題である。国における、今後のエネルギー政策のあり方を注視しながら、環境基本計画の取り組みを加速させる必要がある。</p>	
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性	
<p>区民がより簡単な方法で環境情報を入手できる仕組みをつくとともに、区民などからの環境情報を集積・共有化することで、環境情報提供を充実させ、区民・事業者の自発的な活動につなげられるようにする。多様化、複雑化する環境問題について、限られた予算と人員の中で効率的に対応する。区民、都、関係機関との連携を重視する。環境学習情報館「えこっくる江東」を拠点に、次世代層を対象とした体験型の環境学習の場・機会の提供などをはじめ、積極的に環境活動に取り組める人材の育成などに重点を置いて、一層の環境教育の拡充を進める。環境施策の目標達成に向けた具体的な行動を企画、立案、実行する場として、区民・事業者・区による「江東エコライフ協議会」を運営する。再生可能エネルギーや高効率な設備機器の導入、設備機器の効率的運用など、今後の省エネ継続につながる施策を推進する。</p>	

平成23年度 江東区外部評価委員会による評価

施策3		地域からの環境保全	
担当班	1	委員名	大塚委員、桑田委員、町田委員、篠田委員

施策の目標に対して、成果は上がっているか	
<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な環境保全、公害等環境汚染防止については、着実に取り組みがなされている。 ・道路騒音の改善には課題がある。 ・環境意識の向上については、啓発に向けた取り組み・事業は着実に実施されている。ただし、啓発による区民の行動といった効果が明確に把握できない。 ・区のCO2削減目標については認知度が低いと言わざるを得ない。 	
区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか	
<ul style="list-style-type: none"> ・区民ニーズ及び社会状況に対応した取り組みがなされている。ただし、環境木づかい事業や環境家計簿事業について、施策目標に対して十分効果が得られているか、効果を高めるための余地はないのかについて、明確にされていない。 ・区民の環境意識の向上については評価が困難であるが、その効果を高めるための工夫が必要である。行動とそれによる成果をわかりやすく示す必要がある。 ・東日本大震災後の区内外における環境の大幅な変化を受け、従来の取り組みから微調整が必要な状況にあるように思われる。 	
区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か	
<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通騒音については区のみでの取り組みでは目標達成は難しく、国、都等との連携を進める必要がある。 	
施策の総合評価(今後の方向性)	
<ul style="list-style-type: none"> ・環境意識の啓発や取り組みの推進については、取り組み内容に優先順位をつけるなど、一般区民と事業者とでメリハリをつけて方針を示すべきではないか。また、成果を測りづらいテーマであるが、目標の達成状況と個々の取り組み・事業の有効性をできる限り客観的に把握し、常に改善していく必要がある。 ・事業者に対しては、きめ細かな削減の目標を立てて、取り組みを促すことが必要ではないか。また開発事業者に対しては、今後、開発や建築が行われる際、環境負荷の少ない配置計画を行うなど、低負荷型の設備を導入する以前の段階で、環境配慮を促す仕組みが必要である。 ・可能な限り費用対効果の検証を定期的に行うことが望ましい。 	
その他 (改善点等)	特になし

施策 7 子育て家庭への支援

主管部長(課) こども未来部長(子育て支援課)
 関係部長(課) 総務部長(総務課)、こども未来部長(こども政策課、
 保育課)、生活支援部長(保護第一課、保護第二課)、
 教育委員会事務局次長(庶務課、学務課、放課後
 支援課)

1 施策が目指す江東区の姿

子育て家庭がさまざまな場面でサポートを受けることができ、楽しく子育てをしています。

2 施策を実現するための取り組み

子育て支援機能の充実	子ども家庭支援センターにおいて、子育て相談・ひろばの実施、各種講座の開催等の子育て支援策の充実に努めます。また、児童館や保育園等、地域に密着した施設における子育て支援機能の拡充等に取り組みます。
多様なメディアによる子育て情報の発信	「子育て便利帳」などの子育て情報冊子の作成に加え、区内の各種施設における乳幼児向け設備の情報など、区民が必要とする育児情報を、紙媒体やケーブルテレビ、インターネット、携帯電話等さまざまなメディアを活用しながら、子育て家庭のニーズに合わせ発信していきます。
子育て家庭への経済的支援	児童手当等の支給や子ども医療費助成等により、子育て家庭の生活面における経済的支援を行います。また、認可外保育施設等に子どもを預ける家庭の育児費用負担の軽減を図ります。さらに、小・中学校児童・生徒の就学を支援します。

3 - 1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<p>南部地域等の急速な発展に伴い、人口の増加が続いている。特に豊洲地区では急激に人口が増加しており、平成18年に67,533人だった人口が平成22年には84,800人となり、25.6%増加している。</p> <p>18歳未満の児童人口については、平成18年の56,580人が、平成22年には62,221人となり、10%の増加となっている。全国的な少子化傾向の中にあって江東区では「多子化」ともいべき傾向がみられる。</p> <p>子育て家庭への経済的支援では、平成22年4月より「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律」が施行され、児童手当に替わって子ども手当の支給が開始されるとともに、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」が施行され、高等学校の授業料について公立は無償、私立は一部助成されることとなった。</p>	<p>平成21年に実施した将来人口推計では、マンション等大量の住宅供給の影響を反映して、平成26年の総人口は約49万人となる見通しとなっている。このうち年少人口(0歳~14歳)は、平成26年には63,382人となり、年少人口構成比は平成26年に12.9%になると推計されている。</p> <p>また、子育て家庭を取り巻く経済状況は引き続き厳しいものが見込まれるため、高等学校等への進学にあたり、授業料については負担軽減がされたものの、奨学資金を必要とする家庭は一定数見込まれる。</p>

3 - 2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<p>平成21年3月に実施した「江東区民子育てニーズ調査」では、子育てに「非常に不安や負担を感じる」、「なんとなく不安や負担を感じる」という回答を合わせると、就学前児童のいる家庭では51.7%、小学校児童のいる家庭では46.7%が、子育てに不安や負担を感じていると回答している。また、仕事と家庭生活のバランスについては、就学前児童の保護者で出産前後に離職した人は38.7%となっている。このうち42.0%の人が、「仕事と家庭の両立を支援できる環境が整っていたら継続して就労していた」と回答している。</p> <p>子ども家庭支援センターの子育て相談の件数は、平成18年度には4,849件であったが、平成22年度には12,420件に増加した。</p>	<p>核家族化の進展や、急速な人口の増加による子育て家庭と地域社会のつながりの希薄化などが、子育て家庭に様々な影響を与えており、子育てに不安感・負担感を感じる保護者の増加が予想される。家庭、地域社会、企業、行政の連携を推進し、地域としての子育て対応力の向上を図る取り組みが必要である。また、ワークライフバランスを推進し、誰もが子育ての楽しさや喜びを実感できる社会の実現が求められている。</p> <p>保育サービスでは、認可外保育施設利用者も多く、負担軽減補助金受給者についても増加している。</p>

3 - 3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

「子ども手当支給事業」、「児童扶養手当支給事業」は法律(「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律」、「児童扶養手当法」)に基づき実施するため、区の権限が限定的である。

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
27	子育てがしやすいと思う保護者の割合	%	46.6	47.7					75	子育て支援課
28	子育てひろば利用者数	人	235,444 (20年度)	275,631					263,800	子育て支援課
29	区内の子育て情報が入手しやすいと思う保護者の割合	%	46.4	52.3					75	子育て支援課
30	認可外保育施設保護者負担軽減事業の助成件数	件	14,913 (20年度)	20,722					32,800	保育課

5 施策コストの状況				
	22年度予算	22年度決算(速報値)	23年度予算	24年度予算
トータルコスト	16,093,573千円	15,265,914千円	18,627,542千円	
事業費	15,404,607千円	14,631,829千円	17,914,848千円	
人件費	688,966千円	634,085千円	712,694千円	

6 一次評価 主管部長による評価	
(1) 施策における現状と課題	
<p>核家族化の進展や地域コミュニティにおける結びつきの希薄化などにより、子育てに不安を持つ家庭や、地域社会において孤立感を感じる家庭が増えている。景気動向を反映して、経済的不安を抱える子育て家庭も少なくない。子育て家庭の不安感・負担感の増大の背景には、保護者の働き方の問題も要因として存在している。</p> <p>経済雇用情勢が悪化する中、経済的自立を図るための母子家庭自立支援事業の給付金利用者は増加傾向にある。被保護世帯数における母子世帯の割合は5%台で推移しており、DV・精神的不安・経済的不安等、様々な問題が複雑に絡み合い自立の阻害要因となっている現状がある。このような世帯を支援するため、母子緊急一時保護事業による適時適切な対応、母子生活支援施設の活用、母子・児童関連施設との円滑な連携、就労支援の強化が重要である。</p>	
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性	
<p>子育て不安感・孤独感の解消を図るため、子育てひろばの充実や子育てグループへの活動の場の提供を行い、親子の交流や情報交換、仲間づくりの機会を提供するとともに、子育てに関する相談支援体制の一層の充実を図る。子育てポータルサイトなどの機能を踏まえ、子育て支援に関する情報提供基盤を拡充し、情報発信や情報提供に取り組む。子育てに関する学習の機会を提供するとともに、子育て講座等、子育て中の保護者が子育てについて学べる機会を提供する。区独自の子育てボランティア「子ども家庭支援士」の育成など、地域の人材育成に取り組むとともに、NPO、子育てグループ活動など地域活動との連携を推進し、地域としての子育て対応力の向上を図る。また、子ども家庭支援センターを拠点として、活動の支援や、連携・交流の機会を提供していく。各種手当等の支給により、子育て家庭への経済的支援を行う。また、認可外保育施設にこどもを預ける家庭に対し、育児費用負担の軽減などを行う。男性の育児参加を推進するため、区民や企業への啓発を行い、誰もが職業生活と家庭・地域生活を両立できる環境づくりを促進する。被保護世帯の経済的自立を支援するため、就労能力・意欲を活用できるよう就労支援員を引き続き配置し、就労支援プログラムによる計画的支援を強化する。また、ハローワークとの連携を強化し、組織的な支援体制の構築を図る。母子世帯に対する指導援助にあたっては、児童相談所、職業安定所、民生委員、母子自立支援員、婦人相談員等との連携に努める。また、ひとり親施策の活用、給付金制度、訓練給付金、母子自立支援プログラム等を用いて自立を支援する。高等学校の授業料については負担軽減が図られたものの、厳しい経済状況が続くことが見込まれることから、高等学校等への進学にあたり経済的援助を必要とする家庭には、引き続き必要な奨学資金の貸付を行い、有用な人材の育成を図る。</p>	

平成23年度 江東区外部評価委員会による評価

施策7		子育て家庭への支援	
担当班	2	委員名	藤枝委員、牧瀬委員、トーマス委員、山口委員

施策の目標に対して、成果は上がっているか	
<p>・施策の目標に対して一定の成果が上がっている。ただし、着実に成果を上げている指標と、足踏み状態に近い指標があるため、施策実現のための各取り組みにおいて、構成するそれぞれの事業の目的間の関係性が必ずしも明確ではない。成果の達成については、もう少し推移を注意深く見ていく必要がある。</p> <p>・地域コミュニティでの結びつきの希薄化や経済的状況から、保護者の働き方の問題が指摘されているが、区内だけの問題ではない。目標値を再検討する必要がある。</p>	
区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか	
<p>・各取り組みは社会状況に即しており不適切な事業はないが、どこに重点を置いて政策を展開しようとしているのかが判然としない。</p> <p>・地域によっても、また、大規模集合住宅か否かによっても、区民ニーズが異なると思われるので、それぞれにあった事業が必要となっている。</p> <p>・子育てに不安を持つ家庭、地域社会で孤立感を感じる家庭が増えているとのことであれば、もっと強い情報発信が必要と考える。</p> <p>・子育て相談件数の激増を鑑み、相談体制の充実が望まれる。</p>	
区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か	
<p>・経済的支援の事業は国の事業が多く、それを区の単独事業が補完するという役割分担になっているが、関係する事業を所管する部署が複数に及んでいるので、庁内で情報や問題点の共有を定期的に図っていただきたい。</p> <p>・区民との協働については取り組みの強さが感じられず、さらなる取り組みが必要である。</p>	
施策の総合評価(今後の方向性)	
<p>・全体として施策の目標に対し様々な事業があり、量的には十分に評価できる。</p> <p>・子ども家庭支援センターと、幼稚園・保育園・児童館との役割分担や連携が、どのように整理されているのか明らかになっていない。構成する事業間の関係性を区民にわかりやすく周知してほしい。</p> <p>・子育て支援機能の充実には、もっと積極的にコストをかけて取り組むべきと考える。少なくとも、区が26年度目標に掲げている数値については、相当の覚悟をもって取り組まなければ達成できないと考える。</p>	
その他 (改善点等)	特になし

施策 10

地域や教育関係機関との連携による教育力の向上

主管部長(課) 教育委員会事務局次長(学校支援課)
 関係部長(課) 教育委員会事務局次長(庶務課、学務課、指導室)

1 施策が目指す江東区の姿

地域や、教育にかかわる機関と連携・協力することにより、開かれた学校が実現しています。

2 施策を実現するための取り組み

地域に根ざした教育の推進	地域が学校を支援するシステムを構築するとともに、地域に根ざした開かれた学校運営のあり方を検討するなど、地域の教育力を取り入れた学校づくりに取り組めます。
開かれた学校(園)づくり	広報誌の発行や、学校公開の実施などにより開かれた学校(園)づくりを推進するとともに、学校評価制度の結果の公表等により、学校運営の透明性を確保します。
教育関係機関との協力体制の構築	大学・各種企業・研究施設等と学校が連携・協力し、役割分担することにより、豊かで多様な学びの機会を提供します

3 - 1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 平成18年に改正された教育基本法に学校、家庭、地域の連携協力に関する規定が新たに盛り込まれる中で、保護者のみならず、地域の方々にも教育に関する情報を発信し、理解してもらうことが必要となった。 学校を取り巻く様々な環境変化に対応するため、地域や大学等との連携を行い、多様な教育を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者や地域住民などが学校運営に参画している学校づくりが求められる。 地域社会全体での教育を図るため、教育情報の共有化がますます求められる。

3 - 2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園、小学校、中学校との連携の充実・拡大が必要との意見がある。 学校教育の現状や教育に関する取り組み等、教育情報発信の充実に関する要望が地域の方々からも寄せられるようになった。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育に関する情報が広く行き届くよう情報提供の充実が求められる。

3 - 3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

--

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
39	地域が学校を支援する新たなシステムを構築している学校数(小学校)	校	1	1	1				10	学校支援課
	地域が学校を支援する新たなシステムを構築している学校数(中学校)	校	0	0	1				5	学校支援課
40	学校とのコミュニケーションがよく取れていると思う保護者の割合	%	48.7	51.3					55	指導室
41	大学、企業等と連携した教育活動を独自に行っている学校数(小学校)	校	16	16					44	学校支援課
	大学、企業等と連携した教育活動を独自に行っている学校数(中学校)	校	4	4					23	学校支援課

5 施策コストの状況				
	22年度予算	22年度決算(速報値)	23年度予算	24年度予算
トータルコスト	45,194千円	41,051千円	52,664千円	0千円
事業費	12,207千円	10,694千円	11,585千円	
人件費	32,987千円	30,357千円	41,079千円	

6 一次評価 主管部長による評価	
(1) 施策における現状と課題	
<p>教育への関心が高まるなか、学校・家庭・地域の連携協力を充実させるため、保護者や地域の方々への多様な教育情報の発信が求められる。</p> <p>長引く不況による保護者の就業の不安定化等がPTA活動の低迷を招いている。父親やPTA活動に無関心な層への啓発が必要である。</p>	
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性	
<p>教育委員会広報を始めとする各種メディアを活用し、学校を含む行政からのきめ細やかな情報提供や、地域・保護者の活動紹介等により地域社会が一体となった教育を推進できるよう、情報発信の充実に努めていく。</p> <p>開かれた学校づくりの推進に資するよう地域の教育力の主体であるPTAの活動を支援し、活性化を図る。</p> <p>学校・家庭・地域が一体となって子どもを育てていく学校支援地域本部事業を拡大していく。</p>	

平成23年度 江東区外部評価委員会による評価

施策10		地域や教育関係機関との連携による教育力の向上	
担当班	2	委員名	藤枝委員、牧瀬委員、トーマス委員、山口委員

<p>施策の目標に対して、成果は上がっているか</p> <p>・開かれた学校づくりについて、個々の取り組みのねらいが分かりにくい。成果の達成についても、もう少し推移を注意深く見ていく必要がある。</p> <p>・施策の目標と「施策を実現するための取り組み」の関係は明確であり、これらを構成する事業の着実かつ効果的な推進によって本施策目標の実現が期待できる。しかし、施策の目標に対して、現時点では高い成果が上がっているとは言えない。</p>	
<p>区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか</p> <p>・地域に根ざした教育の推進として、学校支援地域本部事業があり、その他のアプローチを使い分けながら学校支援の仕組みづくりを進めようとしている姿勢は評価できるが、実績が伴っていない。区民や地域のニーズを細分化して事業を展開するとともに、区民に分かりやすく具体的に打ち出していく必要がある。</p> <p>・学校情報公開の面でも、地域特性の違いを意識して、情報内容・受発信の方法を検討する必要がある。</p>	
<p>区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か</p> <p>・施策実現に関する指標からは、地域、保護者、企業等、さまざまな外部主体との連携を実施している様子が垣間見られるが、行政内部での役割分担(教育委員会と学校など)、学校と住民又はPTAとの役割分担などを整理すべきである。特に、庁内他部署と連携することにより本事業の実効性を高めていく必要がある。</p> <p>・「区民との協働」の視点では取り組みの方向性は正しいと思うが、地域の教育力を高める行政の特段の努力が必要である。</p>	
<p>施策の総合評価(今後の方向性)</p> <p>・開かれた学校づくりに向けて、多様な取り組みがなされはじめたことは評価できる。</p> <p>・施策目標が多義的であり、多様な主体が関与しているため、個々の取り組みのねらいが分かりにくくなっている。保護者・地域住民が学校運営に参画・支援する仕組み、情報・空間など学校を多面的に開放する仕組み、について、目指す全体像を整理し、各事業が果たす役割と関係性を整理することを期待する。</p> <p>・施策実現に関する指標について、総じて内容がやや抽象的であるので、改めて定義を明らかにして区民等に対して分かりやすく説明されることをお願いしたい。</p> <p>・地域の教育力を高めるには、地域実態を踏まえ、学校と連携し、ある程度まで区が関与し、舵を取る必要がある。</p> <p>・大学などとの連携はもっと積極的に行うべきである。</p>	
<p>その他 (改善点等)</p>	<p>・PTA研修事業については、財政的支援を行うだけでなく、区内各地域の状況に応じて適切な支援となるよう、区・学校が積極的に関与すべきである。</p> <p>・学校公開講座事業については、子どもや保護者、地域の特性を踏まえた改善が必要である。</p>

施策 12 健全で安全な社会環境づくり

主管部長(課) 教育委員会事務局次長(放課後支援課)
 関係部長(課) 地域振興部長(青少年課)、教育委員会事務局次長(庶務課)

1 施策が目指す江東区の姿

地域住民・団体と区が一体となって、こどもの成長を支え、見守るシステムをつくることにより、こどもたちがのびのびと成長しています。

2 施策を実現するための取り組み

こどもが安全で健やかに過ごすことができる場の確保	放課後子ども教室(げんきっず)と学童クラブの連携・一体化をはじめとした各種の放課後支援事業を推進し、共働き家庭のこどもも含め、すべてのこどもたちが安心して過ごすことができる場を確保します。また、こどもまつりなどの実施により、地域とこどもたちの交流を促進します。
こどもの安全を確保する地域環境の創出	こども110番の家事業の実施や、登下校時の地域住民による見守りを行うなど、地域の人材・団体を活用した事業を推進します。また、こどもの安全にかかわる不審者情報を区のホームページに掲載するなど、必要な情報提供を行います。

3 - 1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 江東区の人口は、急激に増加しており、それに伴い年少人口も増えている。 平成19年に創設された国の「放課後子どもプラン」を受け、平成21年度に「江東区版・放課後子どもプラン」を策定し、江東きっずクラブ(放課後子ども教室と学童クラブとの連携・一体化事業)の全小学校展開を計画した。 平成18年に「自殺対策基本法」が施行された。こどもを含め3万人を超える自殺者があり、追い込まれ自殺の予防対策が緊急課題となっている。 平成19年に「保護司法」が改正された。これにより保護司の地域活動は、犯罪を犯した者に加え非行のある少年の改善更生まで範囲が広がられた。 平成20年に内閣府が「青少年育成施策大綱」を改正し、青少年一人ひとりの状況に応じた支援を、社会総がかりで実施することとした。 平成21年7月に「子ども・若者育成支援推進法」が策定された。翌平成22年7月に同法に基づく子ども・若者育成支援推進大綱として「子ども・若者ビジョン」を策定した。 	<ul style="list-style-type: none"> 江東区は、今後もマンション等宅地開発に伴い、年少人口も引き続き増える。 区内において、こどもたちが安全で安心して過ごすことのできる居場所・生活の場の確保に関する区民要望が強くなるが、平成31年度までに「江東きっずクラブ」を全小学校で展開するほか、児童館事業等関連する事業を推進して対応する。 地域での更生活動が進まなければ、非行が増加し、犯罪の再発も予想され、安全な地域づくりが進まない。 社会全体に閉塞感が漂う中では青少年の自殺者数も増加する可能性がある。 総合的な施策の連携が行われなければ、各支援機関が持つ行政資源が有効活用されず、同一人に対する二重対応等、行政効率上無駄が生じる。 こども・若者を取り巻く環境の悪化が進み、こども・若者が抱える問題はさらに複雑化する。

3 - 2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 区内において、こどもたちが安全で安心して過ごすことのできる居場所・生活の場の確保に関する区民要望が強くなった。 集合住宅が増加する中、建物の構造上、こども110番の家事業への協力が得にくい状況が発生している。 人とのコミュニケーションを通じて規範意識を育むべき思春期を生きるこどもたちのために、適切な支援が得られる居場所が求められている。 現在、青少年の規範意識や社会性、自立心を高めるための育成者たちの意識は非常に高く、区と地域育成者たちの協働による各種取り組みが地域で活性化している。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後一層、こどもたちが安全で安心して過ごすことのできる居場所・生活の場の確保に関する区民要望が強くなる。 新住民の地域活動への不参加により、こどもを見守るネットワークが形成されず、事件がおきやすい環境となるおそれがあるため、新住民の地域活動への参加が求められる。 規範意識や社会性などを青少年が獲得できないまま成長した場合、問題行動が増加することが予測されるため、規範意識や社会性の育成がより求められる。 自然体験やボランティア、ジュニアリーダー活動等への参加児童減少は、地域人材の育成に影響を及ぼし、地域を支える人材の枯渇につながるため、地域活動等への積極的参加が求められる。 豊かな人間性を育める機会を逃し、情報の氾濫するインターネットやゲーム等への依存が進み、自立性が阻害されたり犯罪に巻き込まれる恐れがあるため、青少年を適切に支援する活動や居場所の確保に対する要望が強まる。

3 - 3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

--

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
45	放課後子どもプランを実施している小学校数	校	0	4	11				24	放課後支援課
46	子どもにとって地域環境が安全であると思う区民の割合	%	26.8	30.3					50	青少年課

5 施策コストの状況				
	22年度予算	22年度決算(速報値)	23年度予算	24年度予算
トータルコスト	3,260,801千円	2,976,413千円	3,610,704千円	0千円
事業費	1,673,896千円	1,515,166千円	1,987,574千円	
人件費	1,586,905千円	1,461,247千円	1,623,130千円	

6 一次評価 主管部長による評価	
(1) 施策における現状と課題	
<p>「子どもが安全で健やかに過ごすことができる場の確保」については、23年度「江東きっずクラブ」を7箇所と、計画数を上回る箇所数を開設し(計画上は5箇所開設)、増大する学童クラブ需要に対応を図り、今年度も4月1日現在の待機児童数「ゼロ」を達成した。また、就労していない家庭等の児童や小学4～6年生についても、放課後を安全に過ごすことのできる場を整備し(江東きっずクラブA登録)、着実に「居場所の確保」に対する取組みを進めている。課題としては、地域状況の変化や「江東きっずクラブ」の開設に伴い、登録児童数が減少している学童クラブがみられることである。また、「江東きっずクラブ」は民間委託による運営も行っているが、委託料の増加も課題である。</p> <p>また、「子ども110番の家事業」や登下校時の区民の見守り活動の充実をはじめ、子どもや青少年を取り巻く薬物や性被害の防止等、新たな課題についても、地域の人材の有する専門性や経験、組織、人脈を活用して事業を展開し、区内全域に浸透させていくことが課題となる。</p>	
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性	
<p>今後5年間も、学童クラブ需要の高い地域を中心に「江東きっずクラブ」の開設を進め、子どもたちの居場所・生活の場づくりのために、効率的・効果的に計画を進めていく。</p> <p>また、地域状況の変化等により、登録児童数が減少している学童クラブもみられ、その対策として、23年4月に「学童クラブ」を1クラブ休室し、現在、2学童クラブを休室中である。今後も地域状況の変化等により、登録児童数が減少した「学童クラブ」については、児童数による判断のみではなく、利用者への影響等を十分に検討した上で、休室や廃止を含め、対策を検討していく。</p> <p>青少年対策地区委員会、保護司会、東京都薬物乱用防止推進江東地区協議会、更生保護女性会、青少年委員会、江東区少年団体連絡協議会等の青少年健全育成に関わる各団体の持つ強みを総合的に結びつけ、これまで長年に亘り築き上げてきた信頼関係をさらに深め、柔軟かつ効果的な活動を行えるよう、活動の支援・強化を行い、区及び地域等が一体となって「健全で安全な社会環境づくり」を実現していく。</p>	

平成23年度 江東区外部評価委員会による評価

施策12		健全で安全な社会環境づくり	
担当班	3	委員名	木村委員、山本委員、駒田委員、浦田委員

施策の目標に対して、成果は上がっているか

・施策目標の主旨が「安全・安心の確保」であるにもかかわらず、待機児童ゼロが施策効果として認識されていることから分かります。施策目標とその内容が整合していない。放課後事業と学童保育事業を「江東きッズクラブ」として統合して以降も、A登録、B登録の区別や民営・直営の区別が残っている背景には、共通の施策目標のもとで統合を推進しようという意識の欠如を示している。システムとしても費用的にも改善の余地がある。

・江東きッズクラブの運営については、設立目的を明確にし、保護者や利用者への丁寧なアンケート調査で明らかになった課題を分析し、的確な対応をとるべきである。

・子ども110番の家事業や児童交通安全事業については、従前の制度をそのまま行うのではなく、安全な地域づくりのためのより一層の工夫を凝らした取り組みが望まれる。特に子ども110番の家事業については、従来の方法による実施を継続しても有事の際に機能するのか疑問である。

区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか

・待機児童ゼロという実績は区民ニーズに対応した成果である。

・子どもを預ける親のニーズを十分に把握できていない。ニーズの把握を的確に行う工夫をされたい。

区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か

・江東きッズクラブについて、民間委託を一部実施し実績があるにもかかわらず、合理的な理由なしに直営を温存している実態からみて、役割分担が適切であるとはいえない。

・げんきッズの事例を踏まえ、地域の大人たちの体験学習やボランティアグループの活用など、区民の自主的な関わりを図る必要がある。

施策の総合評価(今後の方向性)

・就労支援としての学童保育だけにとどめず、児童の居場所を確保し、安心・安全、健全育成を目指す施策の意味は大きい。それだけに、施策内容がその目標にそぐわないものとなっていることが残念である。施策目標と整合するよう、事業内容を整理することが急務である。

・安全、安心を語りながら、児童の活動の場を学校圏内に絞り込み、居場所と称して本来の自由な活動、行動を制限している印象がある。親を納得させるための施策であって、本来の主役である子どもたちの思いが制限されないような工夫を望みたい。

・平成31年度には全ての小学校で江東きッズクラブのサービスが受けられるように、このまま順調に進めていただきたい。

・江東きッズクラブについて、利用上の問題点についてのヒアリングなどは、まめに丁寧に行い、社会状況に応じて柔軟に変更してほしい。利用している家庭だけでなく、利用されない理由の調査も毎年行って欲しい。

・児童交通安全事業の必要性について、学校の状況を調査し、検討しなおすべきである。

<p>その他 (改善点等)</p>	<p>・教育委員会(放課後支援課)は教育委員会、青少年課(地域振興部)は青少年課といった縦割り意識がヒアリングにおいても見受けられた。本施策にまつわる諸課題の根本原因はそこにあるように考えられる。</p> <p>・小学生を対象とした事業を中心として本施策が構成されているが、小学生と同様、中高生への十分な対策も必要ではないのかと考えられる。本施策では、施策の対象、対策の必要性がいまいであり、改善の必要がある。</p>
-----------------------	---

1 施策が目指す江東区の姿

地域の住民や団体の有する経験や能力の活用により、青少年が健全に育つことができる地域社会が創出されています。

2 施策を実現するための取り組み

青少年の健全育成における関係機関・団体の連携の強化	青少年問題協議会で策定した「江東区青少年健全育成基本方針」のもと、青少年対策地区委員会・保護司会・更生保護女性会・警察署・保健所・PTA等とともに、薬物問題や非行問題などに対応できるネットワークづくりを進めます。
青少年団体の育成や青少年指導者の養成	青少年の主体性や社会性を育むボランティア活動や職業体験、自然体験、芸術文化活動、スポーツ・レクリエーション活動などを促進するために、青少年団体の育成と青少年指導者の養成を行います。

3 - 1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 平成19年6月に「保護司法」が改正され保護司の活動は、犯罪を犯した者の更生に加え、青少年の非行等の事前予防や啓発まで活動が広がられた。 平成20年12月に内閣府が青少年育成施策大綱を改正し、青少年一人一人の状況に応じた支援を、社会全体で実施することとした。 平成22年4月、「子ども・若者育成支援推進法」が施行された。困難を抱える若者に対し、国・自治体の縦割り行政の弊害を踏まえ、調整機能を持つ総合相談窓口の設置や支援ネットワークの構築が求められている。若者を取り巻く不安定な就労環境の中、フリーターやニートの数は全国的に高水準で推移し、悩みを抱える親も増加傾向にある。 平成18年に自殺対策基本法が施行された。3万人を超える自殺者が続く中、20代、30代の自殺率も警察庁統計上最悪であり、青少年の自殺予防対策が緊急の課題となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域での更生活動が充実しなければ再犯の防止や、青少年の非行行動の防止が図られず、安全な地域づくりを阻害する。 不安定な就労環境が継続すれば、若者に必要な職業能力が身につかず、今以上に就労需給のミスマッチが発生する。また、社会全体に閉塞感が漂う中では青少年の自殺者数も増加する可能性がある。 様々な青少年が抱える問題を、区・地域が連携して解決するネットワークがなければ、引きこもりやニート等困難を抱える若者の数は増加していく。

3 - 2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 進学実績等直接的効果が期待できる学習塾や習い事に子どもたちの生活時間の多くが割かれ、且つ低年齢化し、自然体験やボランティアに参加するこどもの数が減少している。学校や家庭に安らげる居場所がないと感じるこどもや、人とのコミュニケーションを通じて規範意識を育むべき思春期を生きるこどもたちのために、適切な支援が得られる居場所が求められている。 現在、青少年の規範意識や社会性、自立心を高めるための育成者たちの意識は非常に高く、区と地域育成者たちの協働による各種取り組みが地域で活性化している。 	<ul style="list-style-type: none"> 規範意識や社会性などを青少年が獲得できないまま成長した場合、問題行動が増加することが予測される。 自然体験やボランティア、ジュニアリーダー活動等への参加児童減少は、地域人材の育成に影響を及ぼし、地域を支える人材の枯渇につながる。 青少年を適切に支援する活動や居場所を確保しなければ、豊かな人間性を育める機会を逃し、情報の氾濫するインターネットやゲーム等への依存が進み、自立性が阻害されたり犯罪に巻き込まれる恐れがある。

3 - 3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
47	地域との連携により実施した青少年健全育成事業数	件	140 (20年度)	158					150	青少年課
48	青少年育成指導者養成講習会への参加者数	人	747	842					930	青少年課

5 施策コストの状況				
	22年度予算	22年度決算(速報値)	23年度予算	24年度予算
トータルコスト	279,277千円	254,899千円	329,898千円	
事業費	122,928千円	110,843千円	121,836千円	
人件費	156,349千円	144,056千円	208,062千円	

6 一次評価 主管部長による評価	
(1) 施策における現状と課題	
<p>青少年健全育成施策は、区と各団体の連携した取り組みが進み、ネットワークもできつつある。現在、区が担う連絡調整や各団体が必要とする情報提供および助言等の支援に対する評価が高く、これに応える形で各団体や関係機関の活動も活発になっていることからこの状況を継続していく必要がある。同様の支援体制を維持できるかが課題である。</p> <p>青少年指導者、とりわけジュニアリーダーの人数が減少しており、次世代育成の取り組みに困難さが増している。背景には受験勉強や習い事の低年齢化、子どもたちの自由な時間の減少があり、指導者育成事業に対する保護者の理解をいかに得るかが課題である。</p>	
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性	
<p>青少年課を庁内の青少年施策の調整・企画立案する部門として位置づけ、機能を強化することで地域と一体となった育成活動を展開していく。これまで長年にわたり築き上げてきた地域団体との信頼関係をもとに、青少年課（青少年係・青少年センター）と地域団体との協働による普遍的、継続的な取り組みを進めていく。</p>	

平成23年度 江東区外部評価委員会による評価

施策13		地域の人材を活用した青少年の健全育成	
担当班	3	委員名	木村委員、山本委員、駒田委員、浦田委員

施策の目標に対して、成果は上がっているか

・施策の目標に対して成果が上がっているとは言いがたい。

区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか

・青少年をとりまく状況が悪化し、居場所や支援を求める青少年が増加しているにも関わらず、従来と同じ取り組みを継続するのみで、社会状況に対応しているとは言えない。また区民のニーズがどこにあるのかという調査がなされていないので、犯罪や引きこもり、ニートなどの諸問題の実体把握も的確になされていない。

区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か

・「子ども・若者育成支援推進法」を推進する内閣府や東京都、他区、都内各市における取り組みとの連携や、経済・福祉・安全・教育等各分野における庁内横断体制の構築が進まなければ、本施策の効果は期待できない。他自治体の先進事例等の取り組みを学び、必要に応じて連携するなど、より積極的な取り組みを求めたい。

・実績報告書は行ったことと数字の羅列で、具体的成果が全く見えない。現状把握ができていなければ、そして具体的なビジョンがなければ、将来を担うたくましい人材がうまれるはずもない。ジュニアリーダーに望むもの、期待する役割はなにか、健全育成とはいかなるものか、今一度考える必要がある。

施策の総合評価(今後の方向性)

・庁内の横断的連携体制が構築されることが、何よりも重要かつ緊急の課題である。

・施策全体を、事業実行後の成果が明らかかどうかを指標に、根本から見直す必要がある。

・目の前にある課題だけに気を取られることなく、広い視野で若者の社会を見据えてほしい。引きこもりは、自身の力では家から出られないことがほとんどで、相談窓口など役に立たない。いかに専門家を巻き込み、アウトリーチを仕掛けるか、実体把握と明確な指針の下で現実的、かつ有効な対策を実行する必要がある。

・事業を企画する際には、行動する人材の活用や地域のネットワークづくりとともに、青少年の健全育成とは何かについて関係機関や団体で理解され目的が共有されることが必要である。

・青少年センターの活動も、毎年同じ行事を繰り返すのではなく、参加者が少ないものは中止し、新しい試みを入れるべきである。その際に、行政主導で対応せず、民間が自らのニーズで動く活動を援助し、民間の智恵を活かす運営に転換するべきである。

その他 (改善点等)	特になし
---------------	------

施策 15 環境変化に対応した商店街振興

主管部長(課) 地域振興部長(経済課)
 関係部長(課) 福祉部長(福祉課)

1 施策が目指す江東区の姿	
<p>特色あるまちづくりの中心となる、魅力ある商店街が形成されています。</p>	

2 施策を実現するための取り組み	
<p>利用しやすい商店街の拡充</p>	<p>商店街が取り組む空き店舗の有効利用や、独自サービスに対する支援を充実させ、楽しんで買い物ができる快適な商店街を目指します。</p>
<p>商店街イメージの改革</p>	<p>シンボルマーク・キャッチフレーズの策定や、特色ある外観の創出など商店街が行うPRに対し、積極的な支援を行います。</p>

3 - 1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)	
<p>5年前から現在まで</p>	<p>今後5年間の予測(このままでどうなるか)</p>
<p>大型店等の影響や、集客の核となる店舗及び後継者の不足など、一連の問題が複合的に商店街を疲弊させ、店舗の廃業や休業につながり、空き店舗が増加し活気が失われつつある。一方で、平成21年に地域商店街活性化法が施行され、地域コミュニティの担い手としての役割が期待されている。</p>	<p>会員数の減少や役員の高齢化とともに、商店街数の減少傾向が続き、商店街機能を維持することや、地域コミュニティの担い手として、まちの賑わいの創出や地域ぐるみの安全・安心への取組み等の機能を備えることが困難となる。</p>
3 - 2 施策に関する区民要望・ニーズの変化	
<p>5年前から現在まで</p>	<p>今後5年間の予測(このままでどうなるか)</p>
<p>大型店等の利用が増える一方で、以前のような商店街の賑わいの復活を求める声大きい。地域からは、従来の機能に加え安全・安心、子育て、エコ活動およびまちづくりへの寄与や住民交流のためのスペースの提供など、商店街に対するニーズは多様化している。</p>	<p>廃業・休業する店舗の増加により、商店街では業種構成が不足し、身近な商品・サービスの提供が限定され、高齢者を中心に、近隣住民の徒歩による買い物の場が減少する。また、商店街の組織力低下により、多様化する区民や時代のニーズに応えることが困難となる。</p>
3 - 3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業	
<p> </p>	

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
54	1週間のうち、商店街を利用した買い物の日数	日	2.0	2.1					3.5	経済課
55	賑わいが増したと回答した商店街の割合	%	11.1						20	経済課
56	魅力ある商店街が身近にあると思う区民の割合	%	39.2	41.8					50	経済課

5 施策コストの状況				
	22年度予算	22年度決算(速報値)	23年度予算	24年度予算
トータルコスト	240,095千円	170,286千円	215,620千円	
事業費	194,582千円	128,404千円	169,795千円	
人件費	45,513千円	41,882千円	45,825千円	

6 一次評価 主管部長による評価	
(1) 施策における現状と課題	
<p>消費者ニーズの多様化や大型店舗の出店、他業態小売業との競争激化、インターネット等による商取引の増加などの環境の変化に加え、個店経営者の高齢化、後継者難による基礎体力の低下など、商店街をとりまく状況は非常に厳しいものとなり、廃業等による空き店舗も目立っている。さらに、新規出店では、チェーン店など商店街組織に加入しない店舗も増えている。商店街組織を維持していくためには、個店の商店街組織加入促進や、商店街連合会への支援を強化し、組織の安定化を図る必要がある。また、商店街は、身近な商品・サービスを提供するだけでなく、まちの賑わいを創り出し、生活にうるおいと豊かさを提供するコミュニティの核としての役割を担うことも期待されている。多様化する区民や時代のニーズに応えることのできる機能を商店街が備えるためにも、様々な角度から商店街を支援していかなければならない。</p>	
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性	
<p>個人商店ならではの、大型店舗にはない個性的な品揃えや、消費者ひとり一人に合わせた細やかなサービスの提供ができる商店の創出を支援する。空き店舗の積極活用により、やさしいおもてなしなど特徴ある商店街の実現を目指す。商店会が自ら企画し実施するイベント事業への助成や、商店街連合会が行う区内共通商品券発行事業を補助することにより、地域に根ざした商店街機能の活性化を図る。商店街が設置している装飾灯及びアーケードの補修等に係る費用や電気料金の一部を補助することにより、道路交通の安全、犯罪の防止及び都市美化を図り商店街振興に寄与する。商店街が設置している装飾灯のLED化に係る費用を補助することにより、地球にやさしい環境対応型商店街への移行を推進し、環境に配慮する商店街をアピールすることにより一層の集客を図る。</p>	

平成23年度 江東区外部評価委員会による評価

施策15		環境変化に対応した商店街振興	
担当班	2	委員名	藤枝委員、牧瀬委員、トーマス委員、山口委員

<p>施策の目標に対して、成果は上がっているか</p> <p>・施策目的・目標設定及び事業構成のねらい・根拠が明確でなく、現時点で目に見える成果は無い。また、今後の成果が上がる見通しについても明らかでない。</p>	
<p>区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか</p> <p>・少子高齢化、核家族化、買物行動の多様化などの社会状況や多様化する商店街に対するニーズを踏まえた施策・事業であることは理解できる。しかし、利用者・購買者側及び事業者側のニーズを具体的にどう捉えているのか必ずしも明らかになっているとはいえない。</p> <p>・区民の商店街に対するニーズがどこにどの程度あると分析しているのか、54商店街の支援ニーズ・意向はどこが共通してどこが異なっているのか。区内54商店街に対して独自イベントに補助しているが、マンネリ化している可能性もある。今後は費用補助だけでなく、結果評価及び総括を行い、次に繋がる指導も必要である。</p>	
<p>区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か</p> <p>・大半の事業が都と関連の強い事業であり、区としての主体的役割がどこにあるのか明確でない。</p> <p>・イベント補助申請の審査には区民参加型の共同企画であるという観点での評価ウエートを高めて欲しい。</p>	
<p>施策の総合評価(今後の方向性)</p> <p>・区は商店街ニーズの多様化を認識し、さざんかカード事業や観光レトロ商店街など観光・福祉等の施策分野との連携にも着手しており、この点については一定の意義が認められる。</p> <p>・総じて本区の商店街支援は、目的・スタンスそのものの焦点が散漫である。目的・スタンスを明確にして、事業体系を見直す必要がある。区内54商店街に対してどのようなアプローチを組み合わせようとしているのかが見えない。元気の良い、手を挙げる商店街に厚く支援するというスタンスのようにみえるが、区民・商店(街)のニーズを踏まえてきめ細かい支援を講じるべきである。その際、区としての工夫・仕掛けが必要である。</p> <p>・設備補助・イベント補助は重要であるが、それをさらに活かすための商店街が持つ潜在能力の掘り起こしがなければ、施策目的の達成は難しい。</p>	
<p>その他 (改善点等)</p>	<p>・本施策が目指す姿である「特色あるまちづくりの中心となる、魅力ある商店街」とは、そもそもどのようなものとするのか。商店街の振興を考える際に、いま一度このような視点を持つことが大事である。</p>

1 施策が目指す江東区の姿

消費者情報の適切な発信や相談体制の充実により、安心できる消費者生活が実現しています。

2 施策を実現するための取り組み	
消費者情報の提供の充実	将来の消費者である高校生や中学生についても総合学習等の時間等を活用し消費者教育を行います。また、安全な消費生活を送れるよう区のホームページ等を通じてタイムリーな消費者情報を発信します。
消費者保護体制の充実	日々複雑多様化する区民からの相談に適宜適切な解決策の提示を行います。また、困難な事案に対しては、関係機関と協力して対応し、迅速な解決を図ります。

3 - 1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 平成18年5月31日改正消費者契約法(消費者団体訴訟制度)が成立、19年6月7日施行 平成18年12月6日改正消費生活用製品安全法(製品に係る事故情報の報告・公表制度)が成立、平成19年5月14日施行 平成18年12月20日改正貸金業規制法、出資法、利息制限法公布 平成19年7月1日東京都消費生活条例及び施行規則の一部改正施行 平成19年9月30日改正金融商品取引法施行 平成19年11月21日消費生活用製品安全法の一部を改正する法律公布、平成21年4月1日施行、長期使用製品安全点検・表示制度の開始 平成19年12月割賦販売法の制度整備及び企業・業界の自主的取組を促す方策について、産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会報告書が出され、第169回通常国会において改正法律案が成立、平成20年6月18日公布 平成20年12月1日改正特定商取引法の電子メール広告規制(オプトイン規制)施行 平成21年5月29日参議院において消費者庁関連3法案が成立、同年9月1日消費者庁創設 改正貸金業法(総量規制)平成22年6月18日完全施行 	<p>消費者庁の創設等消費者行政の体系が大きく変化したことに伴い、悪質商法に対する被害拡大防止や未然防止に向けた取組み、食の安心・安全に対する対策等消費者行政に関わってくる様々な事案に消費者の関心が高まっていく。一方、悪質商法の手口も更に巧妙かつ複雑化していくと考えられるので、関連法の整備や厳正な執行が求められる。</p> <p>また東日本大震災により被害を受けた原子力発電所の事故に伴う放射能汚染による農作物、畜産物、海産物等への影響や、消費者の不安心理から派生する風評被害が起こることも懸念される。流通や販売に関する規制や食に適した基準値等を消費者に分かりやすい形で示した法の策定や整備が求められる。</p>

3 - 2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<p>・製品や食品に対するリスク・事故等に対し消費者の不安要素が高まっているなか、被害の拡大防止、風評被害の防止等のため、安全対策や問題解決へ向けた迅速で適切な情報提供や助言・指導が求められている。・高齢者や若者を対象とした悪質商法に対する未然防止のための取組みや被害者の相談に対する迅速で的確な助言、解決が求められる。</p>	<p>身の回りの製品や食品の安全性、個人情報の不正使用、消費者被害の発生・拡大等、消費者を取り巻く社会環境に対する不安要素が増大していく。特に、食の安心・安全に関する風評被害は様々な事象から発生・拡大していくと考えられる。また、消費者心理を利用した悪質かつ巧妙な手口が増加し、高齢者・若者対象の被害がさらに増えると考えられる。</p>

3 - 3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

<p>（この欄は空欄です）</p>

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
57	消費者相談窓口を知っている区民の割合	%	35.0	34.0					65	経済課
58	消費者相談の解決割合	%	13.26 (20年度)	12.8					20	経済課

5 施策コストの状況				
	22年度予算	22年度決算(速報値)	23年度予算	24年度予算
トータルコスト	63,900千円	58,657千円	77,191千円	
事業費	27,925千円	25,386千円	39,855千円	
人件費	35,975千円	33,271千円	37,336千円	

6 一次評価 主管部長による評価	
(1) 施策における現状と課題	
<p>食の安心・安全という事項に対する消費者の信頼を揺るがす事件や、生活の基をなす財産を狙う悪質商法の横行等、消費者の不安要素を増大させる事象に対しては報道等を通じて消費者の関心が高まっていくものの、消費者相談窓口の存在や役割・機能等が多くの区民に認知されていないという現状は否めない。また、若者や高齢者に見られるケースとして、実際に消費者被害に遭遇してしまった際に自分の家族や周辺の人々に知られることを懸念して、消費者相談窓口を認知しているにも関わらず、自己責任で対処しようとして相談窓口を利用しないために更なる被害拡大に繋がるケースが少なくない。</p>	
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性	
<p>区民に向けて、消費者相談窓口を周知することのみならず、消費者センター事業の役割や機能を浸透させるため、消費者展や生鮮食品学習事業、消費者講座事業を開催して参加、来場等した人に対するPR活動と、区ホームページや広報紙を活用して幅広く情報発信することで、積極的な周知活動を行い消費者センターの認知を図ることに努める。東日本大震災に伴う放射能汚染の食に対する風評被害の拡大や、その他食に関連した事故から生じた、食の安全・安心に対する不安感の払拭や、悪質商法の横行による被害拡大や未然防止のために、国や他行政機関との連携を密にして、迅速で正確な情報提供に努めるとともに、相談員と共に積極的に高齢者施設等へ出向いて、区民や関係職員に対して消費者教育の啓発活動を充実させていくことに努める。複雑化・多様化する消費生活相談に対し迅速かつ適切な解決方法を提示するために、必要な専門知識・技能の取得や向上とともに他都道府県の相談員等と職場における現状や相談対応等様々な情報交換や交流が可能である研修等への参加を積極的に行うことで、消費生活相談員の資質向上を図る。</p>	

平成23年度 江東区外部評価委員会による評価

施策16		安心できる消費者生活の実現	
担当班	2	委員名	藤枝委員、牧瀬委員、トーマス委員、山口委員

<p>施策の目標に対して、成果は上がっているか</p> <p>・施策の目的・目標設定は明確であるが、事業構成のねらいや根拠が明確でなく、現時点で目に見える成果が無い。また、今後の成果が上がる見通しについても明らかでない。</p> <p>・トラブルに巻き込まれる消費者は高齢者が多いと思われるので、区民が多く集まる集会等へのコンシューマー・エイド事業を更に充実するほうが良い。</p>	
<p>区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか</p> <p>・悪質商法の増加や食品安全問題等の深刻化という社会全体の状況に対応しようとしている点は理解できる。また、江東区独自のニーズがあるというより、まず相談窓口に対する認知度が絶対的に低いとの問題意識から取組を展開していることも理解できる。しかし、それぞれの取り組みが、認知度向上や相談のし易さということにどのように対応しているのかは、必ずしも明確ではない。</p> <p>・「消費者センターだより」が発行され、区施設に配備されているとのことであるが、これだけでは区民の多くに周知されない。重大事案が発生した場合等には区内町会・自治会の役員会の議題として取り上げてもらうよう直送するなど、それらの情報を必要とする組織に積極的に情報提供するような体制をとるよう工夫する必要がある。</p>	
<p>区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か</p> <p>・法律、条例等によって、国・都との適切な役割分担がなされているといえる。</p>	
<p>施策の総合評価(今後の方向性)</p> <p>・本施策は、認知度向上、相談の質、インテークの質の向上、教育など、やるべきことは明確であり、それは他都市と比べて変わるものではない。そうであればこそ、区の単独事業については、これまでの内容を漫然と継続するのではなく、課題に的確に対応する事業になるよう、現行事業の内容・規模・体制を精査することが必要。例えば、区では消費者センター相談窓口の認知度向上を最優先課題としている一方で、未認知層の属性分析がなされていないなど、対策が総花的・散発的になっている。このままでは施策目標の実現に向けて十分な効果を期待するのは難しい。</p> <p>・今後は啓発に、もっとコストを投入して活動して欲しい。高資質相談員の有効活用なくして、施策16の「安心できる消費者生活の実現」は難しい。</p>	
<p>その他 (改善点等)</p>	<p>・東京都もさまざまな「安心できる消費者生活の実現」に関する施策を実施しており、重複している点がないかどうかを検証されたい。なお、二重行政は「手厚い行政」と捉えることも可能であり、すべてが否定されるわけではない。この点も考慮しながら、都との重複について検討する必要がある。</p> <p>・年に1～2回程度場所を変えて「一般消費者コーナー」を設けることは可能か。例えば大型店舗で相談ブースを借りて実施する等、一般区民に見えるような活動を期待する。</p>

施策 17 コミュニティの活性化

主管部長(課) 地域振興部長(地域振興課)
 関係部長(課) 政策経営部長(広報広聴課)、
 地域振興部長(文化コミュニティ財団)、
 区民部長(区民課)、子ども
 未来部長(子育て支援課)、教育
 委員会事務局次長(指導室)

1 施策が目指す江東区の姿

世代や国籍を超えた、誰もが参加しやすいコミュニティ活動の活性化により、まちの安心と活力を得ることのできる地域社会が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み

コミュニティ活動への参加の促進	すべての区民が地域における町会・自治会活動や、NPOやボランティア活動に参加しやすい環境を整えます。
コミュニティ活動の情報発信	町会・自治会、NPOやボランティアなどのコミュニティ活動に関する情報を発信するとともに、情報の一元化を図り、参加・利用のマッチングができる仕組みを構築します。
コミュニティ活動の環境整備	既存の区民館等公的施設のバリアフリー化を徹底するとともに、自由に区民が集い、活動できる場を整備します。
世代、国籍を超えた交流の促進	区民まつりや花火大会などの地域に根ざしたイベントや、外国人居住者が地域に溶け込むきっかけづくりとなるイベントを実施します。また、区外団体との交流を推進します。

3 - 1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・人口の推移(外国人登録含む) 431,303人(H18.1.1) 472,429人(H23.1.1) ・町会・自治会加入率推移 66.5%(H18.4) 64.0%(H23.4) ・外国人登録者数の推移 15,437人(H18.1.1) 21,479人(H23.1.1) ・NPO法人数 102団体(H18.3) 156団体(H23.3) ・ボランティア数(登録) (団体)72団体(個人)2,335人(H18.1) (団体)87団体(個人)4,836人(H23.1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・人口の増加により、新住民と従来からの住民との交流促進や区民のコミュニティ活動への積極的参加が必要になる。 ・町会自治会加入率の減少により、新住民と従来からの住民、または新住民同士のコミュニティが薄れ、地域活動、災害時の地域における救援活動が難しくなる。 ・区内のNPO法人数が増加する。 ・地域に住む外国人の増大が見込まれるとともに、生活情報の多言語化や言語・習慣の相互理解、災害時の地域連携が必要になる。

3 - 2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・定住意向が高まる中、防災、防犯、子育て等地域コミュニティに求められる役割が重要になっている。 ・人口増加により、新住民が区を知る機会や従来からの住民との地域交流の場が必要とされている。 ・外国人の急増から日本語や生活習慣を学ぶ機会、情報の多言語化や相談窓口の一層の充実が求められている。 ・在留状況の長期化や多様化から、日常生活上での問題や悩みを相談できる体制の整備が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常のコミュニティ活動に加え、災害時の自助共助活動を組織化するための支援や活動情報の提供、場の確保、リーダーの育成等が求められる。 ・地域交流の場となるイベントの継続的な開催が求められる。 ・地域に住む外国人と地域住民との間の生活習慣・文化の相互理解を深める機会の創出が必要になる。 ・外国人登録者数の増加により、相談内容が多様になり、他の行政機関や公共機関を紹介するケースが増加すると予想される。

3 - 3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

<p>（この欄は空欄です）</p>

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
59	町会・自治会・NPO・ボランティアなど コミュニティ活動に参加する区民の割合	%	21.4	20.8					26	地域 振興課
60	区が提供するコミュニティ活動情報を使 ったことがある区民の割合	%	19.3	20.6					24	地域 振興課
61	区民館・地区集会所・文化センターの 利用率(区民館)	%	56.4 (20年度)	53.7					60	区民課
	区民館・地区集会所・文化センターの 利用率(地区集会所)	%	19.2 (20年度)						20	地域 振興課
	区民館・地区集会所・文化センターの 利用率(文化センター)	%	63.8 (20年度)						65	地域 振興課
62	地域に根ざしたイベントへの参加者数	千人	896 (20年度)	929					920	地域 振興課

5 施策コストの状況				
	22年度予算	22年度決算(速報値)	23年度予算	24年度予算
トータルコスト	689,879千円	621,185千円	673,643千円	
事業費	510,425千円	456,042千円	456,148千円	
人件費	179,454千円	165,143千円	217,495千円	

6 一次評価 主管部長による評価	
(1) 施策における現状と課題	
<p>急激な人口増加は、地域における新旧住民の意識の違いを浮き彫りにしている。今後、円滑なコミュニティを形成していくうえで新旧住民の融合は必須の課題であり、新住民が区を知る機会や従来からの住民との地域交流の場が必要とされている。新旧住民の地域コミュニティに対する意識の差は町会・自治会加入率の低下という形で現れていると考えられる。その一方で防災意識の高まりから改めて町会・自治会活動が注目されている。今後円滑な地域コミュニティを結成していく上で新旧住民、ならびに新住民同士の繋がりが求められている。コミュニティ活動を活性化するため、誰もが参加しやすい環境の整備、活動情報の発信支援が求められている(「江東区民意識意向調査」より)。また、区民が主体的にコミュニティの発展や課題解決に取り組むまちづくりを推進するためには、町会・自治会等地域団体と、NPO・ボランティア等専門的に活動している団体の連携強化が課題である。急増する外国人と地域住民との異なる習慣、文化に起因する誤解やトラブルが増加する可能性があるため、相互理解を深める機会が必要である。多文化共生を推進するには、専門的人材によるボランティアの育成、活用の支援が必要となる。</p>	
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性	
<p>新築マンション等の自治会設立への積極的支援と地域コミュニティ活動を実施しているマンション管理組合への新たな支援策を検討する。新住民と従来からの住民、または新住民同士のコミュニティ形成の一環として、町会への加入、または自治会の結成をより促進させる必要がある。その一環として、新築マンション等への自治会設立への働きかけを強化していく。区民がコミュニティ活動へ積極的に参加し、自らコミュニティの発展や課題解決に取り組む仕組み作りと環境整備を図るため、平成22年度から導入した「協働事業提案制度」を引き続き実施する。また、平成23年度にはコミュニティ活動支援サイトを開設し活動情報の発信支援と情報の一元化を図る。これらを活用して、団体活動の活性化や区民のコミュニティ活動に対する関心を高めていく。今後も、引き続き区民館・地区集会所・文化センター等の改修工事を計画的に実施し、自由に区民が集い、活動できる場の整備を図っていく。区民まつりをはじめとした地域イベントの継続的な開催により、区内外を知る機会や世代、地域を超えた交流の場を提供する。外国人と地域住民との異なる習慣、文化の相互理解が得られるよう、国際ボランティア団体等と連携した国際理解教育や人材育成支援、交流イベントの開催を推進する。</p>	

平成23年度 江東区外部評価委員会による評価

施策17		コミュニティの活性化	
担当班	2	委員名	藤枝委員、牧瀬委員、トーマス委員、山口委員

<p>施策の目標に対して、成果は上がっているか</p> <p>・現時点で顕著な成果が出ているとはいえない。しかしながら、さまざまな施策・事業を実施しており、施策目標の実現に向けた取り組みの方向性は概ね適正である。</p> <p>・コミュニティ活動への参加の促進は、まだ模索している段階であり、新しい発想での情報発信が必要である。コミュニティ活動の環境整備では、既存施設のメンテナンスは当然として、新しい発想で気楽に参加できる仕組みが望まれる。</p>	
<p>区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか</p> <p>・コミュニティ活動に参加することに対するニーズをより具体的に分析する必要がある。場所を整えることだけが、区民のニーズではない。その他のニーズをうまく汲み上げるシステム構築も必要と考える。</p> <p>・新旧住民の融合を必須の課題としているが、急ぐべきは、転入者同士の繋がりである。現在、江東区の人口の相当数がマンション等集合住宅であり、この単位でのコミュニティの形成に力を入れるべきである。新築マンション等への自治会設立への働きかけを強化していくとしているが、この方向性は評価するものの、実効性が見られない。</p> <p>・区内外国人のニーズ把握が十分なされているとは言えない。実態調査を含め、十分な対応が必要である。</p>	
<p>区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か</p> <p>・区民との協働に関する基本的姿勢は適切である。しかし、特に地縁コミュニティとの関係について、区は任意団体である自治会・町会等にどのような役割を期待しているのか(期待し得るのか)、より機能的に整理すべきである(例えば防災、教育などについて)。また、それに応じて、区がどのようなサポートをするかについて責任範囲を明示する必要がある。</p> <p>・区民との協働は「協働事業提案制度」の継続で見していきたい。コミュニティを文化的に発展させていくために「活動支援サイト」を開設すること、このサイトが江東区におけるコミュニティ活性化の大きなターニングポイントになることを強く期待する。アクセスしやすい仕組みの構築と併せて、紙ベースでの情報提供、啓発を望む。</p>	
<p>施策の総合評価(今後の方向性)</p> <p>・本区のコミュニティ活動参加促進について、特に集合住宅世帯や比較的居住歴の浅い区民における「地縁」づくりを自治会・町会加入という形で進めようとしている点は良い。しかし、そのための手法には相当の工夫が必要であり、現状の方法が効果的か否かについては十分に検証していただきたい。特に集合住宅(マンション)については、区が考えるメリットやサービスを明示した上で、管理組合をはじめ、意欲ある住民組織を強力に支援する仕組みが必要である。</p> <p>・新しい住民が増えている地区や外国人が増えている地区等、様々な地区があり、全て同じ方法で対応するのは難しいと思われる。その地区で特色のある活動が出来る仕組みを作れると良い。</p> <p>・外国人人口が5%を超える状況において、祭事以外にも外国人がコミュニティに関与できる仕組みが必要である。</p> <p>・江東区におけるコミュニティの定義を明確にする必要がある。</p>	
<p>その他 (改善点等)</p>	<p>特になし</p>

1 施策が目指す江東区の姿

区民が、さまざまな文化に触れ楽しむ機会が確保され、日常生活を心豊かに送ることができる地域社会が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み

伝統文化の保存と継承	文化財や伝統文化を保護・保存するとともに、講習会の開催や小中学校の授業に取り入れるなど、伝統文化の継承に取り組みます。さらに、文化財ガイドの育成や伝統文化を伝える施設の改善などを行い、区民が伝統文化に親しむ環境を整備します。
芸術文化活動への支援と啓発	芸術文化団体の活動を支援するとともに、区民ニーズに合った芸術文化事業を企画、誘致します。また、プロによるアマチュア指導の機会を設けるなど、区民が芸術文化活動に親しめるさまざまな取り組みを行います。
新しい地域文化の創造と参加促進	さまざまなアーティストの活動を支援することにより、個性豊かな地域文化の創出を支援します。また、新しい地域文化の発信を支援し、区民の参加を促進します。

3 - 1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・社会の成熟にともない伝統文化や芸術文化を享受したいといった欲求が高まっている。 ・ゆとりの時間を利用し、地域の伝統文化や芸術文化活動などに参加したいという要望が高まっている。 ・文化的景観や民俗技術が文化財保護法の改正(平成17年4月施行)により文化財保護の対象に加えられた。 ・「伝統の継承」「伝統文化の尊重」「郷土を愛すること」が教育基本法の改正(平成18年12月施行)により盛り込まれた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術振興基本法制定(平成13年2月)を機に区民の文化芸術に対する関心が高まっており、伝統文化や芸術文化を知ることや参加する機会を一層求める。 ・人口構成の割合が高い団塊世代を中心に、ライフスタイルの選択肢として、こころの豊かさやゆとりのある生活をより求めるようになる。

3 - 2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・「区に長く住んでいるが地元のことをよく知らない」、「引越してきたばかりで江東区を知りたい」と高い定住意向とともに身近な区の歴史や文化に関心が向けられている。 ・質の高い芸術鑑賞を求める区民の需要は根強くあり、また、自ら演じる参加型の文化芸術活動を求める機運も徐々に出てきている。 ・多様なジャンルの芸術鑑賞の機会の提供が求められてきている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統文化や芸術文化を知る機会や親しむ機会の提供と支援が求められるようになる。 ・区民が自らの世界を広げ自らの人生を豊かにするため、ゆとりの時間を地域の歴史や伝統文化、芸術文化に意識や関心が向けられてくる。 ・多様なジャンルの芸術鑑賞の機会の提供とともに、区民が主体的に参加する文化芸術活動の比率が増えてくることが予想される。 ・芸術文化を楽しむ機会の充実や新しい地域文化を生み出す環境づくりが求められている。

3 - 3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

--

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
71	文化財や伝統文化が保存・活用されていると思う区民の割合	%	41.5	40.2					50	文化 観光課
72	この1年間に美術・音楽・演劇等に接した区民の割合	%	57.8	52.1					65	文化 観光課
73	芸術文化活動団体の施設利用件数	件	63,534 (20年度)						66,000	文化 観光課

5 施策コストの状況				
	22年度予算	22年度決算(速報値)	23年度予算	24年度予算
トータルコスト	1,380,166千円	1,256,394千円	716,413千円	
事業費	1,349,326千円	1,228,010千円	665,264千円	
人件費	30,840千円	28,384千円	51,149千円	

6 一次評価 主管部長による評価	
(1) 施策における現状と課題	
<p>本区は震災、戦災により壊滅的被害を受け貴重な文化財を数多く失った。昭和55年に文化財保護条例を制定し、文化財をできる限り広範囲に捉え、それを台帳に登録する制度を採用し、平成22年度末で文化財登録数が1055件となった。これらの文化財を6名の文化財専門員を中心に保存、保護活動を進めているが、専門家だけでは一定の限界が見られる。また、初期の登録では広く捕捉したことによる登録台帳の不備も散見しており、台帳の整備とともに次世代への文化財の継承方策が早急の課題となっている。年間約100本に及ぶバレエ、クラシック、ジャズ、ポップス、落語など多彩なジャンルの公演を提供し、区民の多様なジャンルの芸術鑑賞の要望に応えるとともに、事業協力という形で区内アマチュア芸術文化団体の活動支援を行っている。経費的にも、共催の運営形態をとることにより実質的な経費の支出を抑えている。新たな地域文化の創造については、「江東のくろみ」と称されまもなく25回目を迎えた「くろみ割り人形」のような、区芸術提携団体との連携による取り組みに力を入れている。今後の課題としては、「江東の」と称されるような区民参加型の質の高い文化芸術を芸術提携団体に限らず区内アーティスト等との連携も含めて創造していく必要がある。また、江東区の芸術文化の殿堂としての江東公会堂の対外的な認知度を高める取り組みを行う必要がある。</p>	
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性	
<p>文化財の次世代への継承は、現在の保護・保存活動にかかっているが、これらの活動を行政のみで行うことには大きな制約がある。今までの文化財行政では文化財講習会を通じて数多くの区民と協力関係を築き保護活動を進めて来た経緯がある。他区と比べて格段に多い文化財を継承していくためには、講習会の持続とさらに多くの区民と強固な信頼関係を持ち続け協働体制を強化していく。また、文化財ガイド員と観光ガイド員を(仮称)江東区文化観光ガイドに1本化し、ガイド員活動をさらに充実していく。多彩なジャンルの芸術文化を提供するとともに、区内アーティスト及び芸術提携2団体等との連携を強化し、江東区ならではの新たな地域文化として、例えば「江東ユースジャズフェスティバル、江東真夏の第九、ジュニアバレエ団、ジュニアオーケストラ、少年少女合唱団」等区民参加型の芸術文化を育成していく。また、バレエとオーケストラという他にはない芸術提携の強みを活かして、「オーケストラwithバレエ」のような質の高いユニークな取り組みや、プロアーティストとの協働・連携による質の高い区民参加型の芸術文化をアピールし、江東公会堂の存在価値を高めていく。</p>	

平成23年度 江東区外部評価委員会による評価

施策20		文化の彩り豊かな地域づくり	
担当班	2	委員名	藤枝委員、牧瀬委員、トーマス委員、山口委員

施策の目標に対して、成果は上がっているか	
<p>・施策の目標(施策が目指す江東区の姿)と「施策を実現するための取り組み」の関係は明確であり、これらを構成する事業の着実かつ効果的な推進によって施策目標の実現が期待できる。</p> <p>・伝統文化の保存と継承については成果は上がっていると評価する。特に教育課程で小中学校に導入されていることは、今後の大きな成果に繋がっていくものと思われる。</p>	
区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか	
<p>・総じて適正である。</p> <p>・新しい地域文化の創造については、どの程度の区民ニーズがあるのか分からない。また、取り組みの内容が分かりづらく、区民に伝えて参加を促進していくのが難しいのではないかとと思われる。</p>	
区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か	
<p>・総じて適正である。特に文化財の保護の面では、多くの区民が講習会等に参加しており、大きな成果を上げていると思われる。また、文化、芸術面でも、区内の各団体との連携が進み、区民参加型が定着しつつあるように思える。</p>	
施策の総合評価(今後の方向性)	
<p>・文化財保護については、本区特有の歴史にもとづいて他自治体に先駆ける登録・保存・保護活動が展開されており、この点は高く評価できる。今後は保護対象の網羅性を保ちながらも、国・都との役割分担の明確化、区民人材の活用等を通じて、効率性・有効性についても工夫してほしい。</p> <p>・豊富・貴重な文化財は、郷土愛(コミュニティ意識)の醸成にも繋がる。今後は、特に学校教育との連携を意識していただきたい。</p> <p>・芸術文化活動の支援については、アマチュア育成や区民参加型での特長的活動も増えてきている。そうした自己実現の場・環境が充実していること自体が「新しい地域文化」であり、今後もこの方向で推進していただきたい。一方、いわゆる創造都市論にみられるように、芸術分野の活動を社会参加のツールや産業振興のシーズとして活用する考え方もある。文化財と同様、芸術振興と福祉・教育・産業など他の施策との連携について一層の検討・工夫をお願いしたい。</p> <p>・施設環境については、中心的拠点である江東公会堂をはじめ、歴史文化関連施設について更なる効率性・採算性のチェックを進めるとともに、区内民間施設との連携、広場・公園等の非施設型空間の拠点化など、面的な広がりを持ったネットワークづくりにも取り組んでいただきたい。</p> <p>・有形文化財の保存はもちろんだが、無形文化財の継承ももっと力を入れていくべきだと思う。江東区に限った課題ではないと思うので、早くに対策を立てていくべきである。</p>	
その他 (改善点等)	特になし

施策 22 健康づくりの推進

主管部長(課) 健康部長(健康推進課)
 関係部長(課) 健康部長(地域保健課、保健予防課、城東保健相談所、深川保健相談所、深川南部保健相談所、城東南部保健相談所)

1 施策が目指す江東区の姿

区民が健康に関心を持ち、疾病を予防し、自ら健康づくりに取り組める環境が整備されています。

2 施策を実現するための取り組み	
健康教育、健康相談等の充実	健康プラン21に基づいて、講演会や出前講座などによる健康教育を実施します。また、精神保健相談や難病相談などの各種健康相談を行うとともに、健康に関する情報の整備・発信を行います。
疾病の早期発見・早期治療	各種がん検診や健康診査の受診率・精度管理の向上に努め、検(健)診の結果、注意を要する人に対しては継続的な支援・指導を行います。また、保健情報システムを充実するなど、効果的な検(健)診実施体制の整備を図ります。
食育の推進	食育推進計画に基づいた食教育等を実施します。また、関係部課による推進連絡会の設置や関係団体との連携を図るとともに、食育の日・食育月間の普及啓発に取り組みます。

3 - 1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 国では、健康増進法、食育基本法、がん対策基本法(19年4月)及び自殺対策基本法(18年10月施行)、自殺総合対策大綱(19年6月策定)、地域自殺対策緊急強化交付金(21年6月制定)をはじめ、医療制度改革関連法などさまざまな健康に関する分野における法整備が行われ、健康づくりを取り巻く環境は大きく変化した。 医療制度改革(20年度)による健診体制の変更がなされ、健診後の保健指導の成果が求められた。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢化が進み、今後も平均寿命が延びると予想され、生活習慣病やがん検診の重要性が増してくる。 南部地域の住宅建設により子育て世代の増加が想定され、子育て支援策はますます重要となる。 自殺者数は高止まりのまま推移し、自殺総合対策が重要な課題となる。

3 - 2 施策に関する区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 健康づくりを取り巻く環境は大きく変化している。江東区民健康意識調査(19年度)の結果からも「健康は自分で守るものだ」という回答は9割を超え、前回調査(14年度)から引続き区民の健康に対する関心は非常に高いまま推移している。 がん検診や健康診査の受診率及び各種健康相談件数が増加している。 精神疾患の増加とともに、精神保健相談の需要も増えてきた。 自殺者数が増加している。 受動喫煙の社会的関心が高まっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 区民の主要死因で最も多いがん(悪性新生物)の中でも肺がんが多く、次いで胃がん、大腸がんが続く。また、肺がん、女性の乳がん及び子宮がんの標準化死亡比()が23区内で高い位置にあるため、がん検診の受診率の向上を図り、標準化死亡比を下げる必要がある。 生活習慣病予防、がんの早期発見・早期治療、こころの健康問題に対し、区民の関心や要望が高まる。 うつ等の精神疾患が増えてきているので、気づきやストレス対処法などによりこころの健康づくりが重要になってくる。 受動喫煙による健康被害の正しい知識の普及啓発が必要となる。 <p>標準化死亡比：異なった年齢構成を持つ地域間で死亡率の比較が可能となるように計算された、基準集団を100とした場合の数値</p>

3 - 3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
77	自分は健康だと思ふ区民の割合	%	66.7	67.0					73	保健 予防課
78	運動習慣のある区民の割合	%	56.5	54.9					62	健康 推進課
79	ストレス解消法を持たない区民の割合	%	23.4	22.3					15.6	保健 予防課
80	この1年間に健康診断を受けた区民の割合	%	82.3	81.7					85	健康 推進課
81	バランス良い食生活を心がけている区民の割合	%	73.2	73.4					78	健康 推進課

5 施策コストの状況				
	22年度予算	22年度決算(速報値)	23年度予算	24年度予算
トータルコスト	3,899,548千円	3,390,583千円	3,953,811千円	
事業費	3,303,574千円	2,842,097千円	3,410,868千円	
人件費	595,974千円	548,486千円	542,943千円	

6 一次評価 主管部長による評価	
(1) 施策における現状と課題	
<p>健康づくりの環境の変化に対応し、区独自の健康課題を解消するために、積極的な施策の展開を図る必要がある。がん検診・健康診査の受診率向上のため、受診方法の一層の効率化が求められている。</p> <p>がんによる死亡率減少のため、検診方法の充実及び多様ながん検診を実施することが課題である。</p> <p>自殺者数が増加傾向にあり、こころの健康についての環境づくりが課題となっているため、総合的な自殺対策の充実が求められている。</p> <p>人口急増地域である豊洲地区の検診対象者の需要増加が予想され、それへの対応が必要である。</p>	
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性	
<p>国及び都の健康施策を取り巻く法制度の動向に注視するとともに、区民に最も身近な区として「健康プラン21（後期5か年計画）」に掲げた5つの重点課題に基づき、関係所管及び関係団体との連携、事業協力を努め施策展開を図っていく。</p> <p>健康診査及びがん検診受診率及び精検受診率の向上を図るため、対象者個別通知、検診期間の延長及び検診通知の統合化等具体的取り組みを実施したが、利便性の向上をめざし、さらなる検診の充実を図っていく。</p> <p>平成21年度より実施している女性特有のがん検診推進事業を引き続き行う。</p> <p>平成22年11月より子宮頸がん予防ワクチン助成事業を実施。</p> <p>平成23年度より新たに前立腺がん検診を実施。</p> <p>平成23年度より新たに自殺総合対策・メンタルヘルス事業を実施。</p>	

平成23年度 江東区外部評価委員会による評価

施策22		健康づくりの推進	
担当班	3	委員名	木村委員、山本委員、駒田委員、浦田委員

<p>施策の目標に対して、成果は上がっているか</p> <p>・疾病予防、寿命の延伸について、都内でも優れた実績が出ているという事実については、成果として評価できようが、「自ら健康づくりに取り組める環境が整備されている」という点では、成果に相当する事実が示されておらず、これが施策目標であるからには成果が上がっているとは言い難い。</p> <p>・当該施策の指標のほとんどが、区民の主観を聞くアンケート結果によっているため、成果を正しく評価していることにならないと考える。</p>	
<p>区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか</p> <p>・検診等について公費負担を増やせばニーズに応えたことになるという理解があるようだが、施策目標にあるとおり「自ら健康づくりに取り組める」環境を整備するためにどういうしくみが不足しているのかを把握し、それに対応することこそがニーズへの対応ということではないか。検診等が無料に近い方がいいというのは当たり前であり、それをニーズとするのは適切ではない。</p> <p>・受動喫煙を防ぐと言いながら、公共施設を全面禁煙していない、路上喫煙もある程度認めるなど、対策があいまい。これでは効果は上がらないと考える。</p> <p>・自殺者やうつ病者が増えていることに対して、保健所の相談業務のみで、内容がデータとして整備されていないと感じる。</p> <p>・相談窓口で待っているだけでは何も解決しないことを肝に銘じてほしい。生活習慣病と自殺は予防できるはずである。きめ細やかな対応が望まれる。また、さまざまな講演会に来る人は、すでに意識の高い人たちである。喫煙、食育、感染症などに対する意識が低い人の把握、啓発に取り組むべきである。</p>	
<p>区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か</p> <p>・国、都、医療機関、企業における健康管理等との連携が必要と考えられるが、これらに関する説明がほとんどなく、連携あるいは役割分担が適切か否かを判断することができない。</p> <p>・民間活力の有効利用はできていない。積極的に区民の力を導入し、現状把握に努めるべき。民生委員がすべてではない。区内にあるNPOの把握、協働を積極的に行うべき。その中で、区としての役割を再認識し、柔軟な姿勢で施策を実行することを期待したい。</p>	
<p>施策の総合評価(今後の方向性)</p> <p>・「区民が・・・関心を持ち、疾病を予防し、自ら・・・取り組める・・・」という施策目標は、もっぱら税を財源として疾病を予防し健康を維持するという「官による健康管理」とは、趣旨が異なるのではないかとと思われる。本施策の取組実態はあくまでも「官による健康管理」との色彩が色濃く、施策目標に対する成果が上がっているとは言えない。</p> <p>・現段階では、民間活力の有効利用つまり区民や民間団体との協働がされているとは言えず、施策目標に沿った「自助」あるいは「共助」を主軸とした取組への転換が必要である。</p> <p>・広い視野で物事を考えて、有効なお金の使い方を工夫してほしい。現状を把握し、より詳細なきめ細やかな施策の実施を期待する。</p> <p>・自殺者対策、うつ対策について、保健所の精神保健相談件数のうち、特に専門医による相談、電話相談が平成21年度から倍加しているので、これらのフォローアップ体制の強化を検討して欲しい。</p>	

その他 (改善点等)	・「食育」において最も大切なのは、「命をいただく」という観点からの教育である。また、喫煙防止、感染症対策等においても教育の重要性は高い。「健康づくり」施策展開の基本に教育の観点を盛り込み、10年後、20年後を視野に入れた長期展望を持つことが望まれる。
---------------	---

1 施策が目指す江東区の姿
 区民の生命や健康を脅かす健康危機に対して迅速かつ適切に対応し、生活環境衛生の確保を図ることにより、区民が快適で安全・安心に暮らせる環境が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み	
健康危機管理体制の整備	新型インフルエンザ等の健康危機に対応するため、関係機関との連絡体制を強化し、訓練を実施します。また、感染症発生時の体制強化やサーベイランス(流行監視)の確実な実施を図るとともに、日頃より区民及び医療機関などに対する最新情報の提供を行い、感染症に関する正しい知識の普及に取り組みます。
感染症予防対策の充実	乳幼児や高齢者への予防接種を推進します。また、関係部署との連絡体制のもと、学校や高齢者施設等各種施設を通じた啓発活動を強化するとともに、結核対策やエイズ対策を充実させます。
生活環境衛生の確保	食品関係営業施設や薬局、理・美容所などの生活環境衛生施設に対する監視や指導を行います。また、講習会等を通じて、区民の生活環境衛生に関する正しい知識の普及を図るとともに、迅速な情報提供を行います。

3 - 1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
平成21年4月に新型インフルエンザの世界的流行が発生した。学校での麻しんの流行、高齢者施設でのノロウイルス集団感染など、集団内での感染症のまん延が問題となっている。結核の罹患率は先進国の中では未だに高水準である。平成19年の「麻しんに関する特定感染症予防指針」により、平成24年までにわが国から麻しんを排除することが目標に定められた。副反応発生により積極的勧奨を差し控えていた日本脳炎予防接種は平成22年4月より段階的に勧奨を再開した。犬の登録件数が増加した。感染症を媒介する衛生害虫の生息域が拡大した。医薬品の販売制度に関する薬事法の改正(平成21年6月)があった。食品・環境営業施設の大規模化・複合化が進むとともに、南部地域を中心として施設が増加した。小規模保育施設及び高齢者施設が増加した。食肉の生食による食中毒が社会問題化した。(平成23年4月)	新たに、病原性の高い新型インフルエンザが発生する可能性は減少していない。交通機関の発達等で、新たな感染症が発生した場合、世界的流行となる可能性がある。保育施設や高齢者施設の増加により、集団発生のリスクが高まる。非正規労働者や社会的弱者の結核発症・再発のリスクが高まる。接種義務を知らない飼い主の増加により狂犬病予防注射の接種率に影響が出る可能性がある。生息域の拡大により衛生害虫が媒介する感染症のまん延が懸念される。医薬品の適正な販売方法・購入方法の定着が懸念される。食品・環境営業施設が引き続き増加する。福祉施設におけるノロウイルス食中毒等の発生が懸念される。食肉の生食に対する規制が強化されることが見込まれる。

3 - 2 施策に関する区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
平成21年に新型インフルエンザの発生を経験し、その検証に基づく健康危機管理対策の強化が求められている。法定外の予防接種へのさらなる公費助成が求められている。食生活の多様化など生活環境の変化によりさまざまな区民の要望が出てくる。	平成21年の新型インフルエンザのパンデミックを経験し、区民の感染症に対する意識は高まり、手洗い、咳エチケット、うがい、マスク等の予防策についての区民の認識が深まってきている。感染症発生時の健康危機管理対策として、情報発信に関する迅速さと正確な情報の一元的な共有が求められる。予防接種に関する情報が増え、法定外の予防接種の公費助成の要望はますます高まっていく。食生活の安全確保や暮らしの衛生確保など区民生活に密接した分野の安全衛生対策の強化が求められている。

3 - 3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
82	手洗い・うがい・咳エチケットを励行している区民の割合	%	69.1	69.4					70	保健 予防課
83	予防接種率（麻しん・風しん1期）	%	94.5 (20年度)	96.8					95	保健 予防課
84	結核罹患率（人口10万人当たり）	人	24.9 (20年度)						18.9	保健 予防課
85	環境衛生営業施設への理化学検査の不 適率（ 1）	%	3.2 (20年度)	4.1					4	生活 衛生課
86	食品検査における指導基準等不適率 （ 2）	%	6.8 (20年度)	5.2					4	生活 衛生課

1 区内の環境衛生営業施設（公衆浴場、プール、理・美容所等）に対して実施した、空気環境測定・水質検査の総検査項目数に占める不適項目数の割合を指標とする。

2 区内の食品営業施設（飲食店、菓子製造業等）から収去した食品等に占める、東京都指導基準等に違反する検体数の割合を指標とする。

5 施策コストの状況				
	22年度予算	22年度決算(速報値)	23年度予算	24年度予算
トータルコスト	1,424,990千円	1,463,613千円	1,446,600千円	
事業費	954,861千円	1,030,792千円	1,005,953千円	
人件費	470,129千円	432,821千円	440,647千円	

6 一次評価 主管部長による評価	
(1) 施策における現状と課題	
<p>新型インフルエンザの発生、麻しんやノロウイルスの集団発生、食の安全等、かつてないほど健康危機に区民の関心が高まっている。手洗いの徹底など感染予防策のさらなる周知を図っていく必要がある。法定外の予防接種については、平成21年度に高齢者肺炎球菌ワクチン、22年度には小児用ヒブワクチン、23年度には小児用肺炎球菌ワクチンの任意接種費用の助成を開始したが、さらなる助成拡大へのニーズが高まっている。いずれも、国の動向を注視していくことはもちろんであるが、法定予防接種である麻しんの接種漏れ者への対応等、地域の実情に応じた柔軟な対策が求められている。</p>	
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性	
<p>新型インフルエンザ対策については、平成21年の発生に関する検証を踏まえつつ、新たな新型インフルエンザの発生も念頭に置き、様々な場合を想定して対策を講じる。感染症予防には区民一人ひとりの自覚と実践が不可欠であることから、平素から正しい知識の普及を図っていく。法定外の予防接種については、国の動向を注視しながら、引き続きその導入や効果について検討していく。飲食店を始めとした生活衛生関係営業施設に対する効率的かつ効果的な監視指導及び肉の生食の危険性の周知など消費者への正しい知識の普及を図っていく。</p>	

平成23年度 江東区外部評価委員会による評価

施策23		感染症対策と生活環境衛生の確保	
担当班	3	委員名	木村委員、山本委員、駒田委員、浦田委員

<p>施策の目標に対して、成果は上がっているか</p> <p>・施策22と比較すれば明らかとなり、ここでは「官による予防」が施策目標となっている。その点からみれば、感染症の発症、蔓延への予防効果が出ているものとみることができる。</p> <p>・感染症予防対策について、必要な予防接種を適切な時期に個別に通知して受けさせ、接種率を上げるよう努力されていることは評価できる。</p>	
<p>区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか</p> <p>・ニーズに対応できているとみることができる。</p> <p>・「区としてやるべきことは行っている」ことは理解できるが、状況を把握し、区独自の柔軟な取り組みについての試行錯誤があっただけではないだろうか。たとえば、今回の震災や原発事故はまさしく危機であったが、区民の不安に応える対応がなされていたのか疑問である。原発による汚染については、区民の関心も高いはずである。区民のニーズを把握し、特に食の安全については細やかな対応を望みたい。</p>	
<p>区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か</p> <p>・予防接種の費用について、「費用の高さが接種を妨げる要因」との認識のもとに、法定外接種についても公費負担を充実する方向が示されているが、そのスタンスであれば、財源が枯渇した場合には接種ができず、予防ができないという事態が想定される。これでは効果を持続させることができない。公費負担を如何にするかではなく、区民が自己負担を厭わず接種する気になるようにするにはどうすべきか、ということの主問題として施策を組み立てる必要がある。</p> <p>・国・都との役割分担はできているのであろう。しかしながら、民間活力の有効利用が望まれる。そのためには、現状を変え、柔軟な発想で計画的に協働できる環境づくりが不可欠である。</p>	
<p>施策の総合評価(今後の方向性)</p> <p>・「官による予防」は充足し、成果が出ているものと評価できるが、今後の財政状況を鑑みて、自己負担があっても接種をし、区民自身が公衆衛生の担い手として役割分担をする、という施策方向への見直しが必要であると考え。</p> <p>・区民のニーズに的確に応えられるよう、柔軟な姿勢をもって臨んでほしい。</p>	
<p>その他 (改善点等)</p>	<p>・国や都の方針決定を待つことなく、危機に際しては、区民のために、すばやく行動することも必要と考える。また原発事故が収束していないので、今後、再び放射性物質の拡散や食品汚染等に関して区内で被害が広がる可能性についてよく調べ、子どもや妊産婦を食品による内部被曝から守るための啓発活動など、区民の暮らしや命を守ることを第一に、できる限り早く対応して欲しい。</p>

施策 25

総合的な福祉の推進

主管部長(課) 福祉部長(福祉課)
 関係部長(課) 福祉部長(高齢者支援課、介護保険課、障害者支援課、塩浜福祉園)、健康部長(保健予防課)、こども未来部長(保育課)

1 施策が目指す江東区の姿
 総合的な情報の提供や相談窓口の充実、生活支援サービスの拡充等により、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境が整っています。

2 施策を実現するための取り組み	
相談支援体制の充実・手続きの簡素化	総合的な相談窓口機能等を備えた高齢者を対象とした地域包括支援センターや障害者を対象とした地域自立支援協議会の拡充を推進するとともに、保健所や民生委員等必要な機関との連携を強化します。
在宅支援サービスの拡充	高齢者や障害者ができる限り自宅で生活できるよう、在宅支援サービスを拡充するとともに、介護予防事業に重点的に取り組むなど要介護の重度化の防止策を講じます。
入所・居住型施設の整備・充実	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画や障害者計画・障害福祉計画に基づき、特別養護老人ホームや障害者入所施設等の整備を着実に進めます。
質の高い福祉サービスの提供	区報やパンフレット、ホームページ等多様な情報ツールを活用し、積極的な情報提供に努めます。また、福祉サービス第三者評価の受審を推進することにより、福祉事業者のサービスの改善・向上を図ります。

3 - 1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<p>平成12年度に創設された介護保険制度は、18年度に予防重視型システムへの転換等の大きな改正が行われた。また21年4月には制度発足以来初となる介護報酬のプラス改定、介護職員処遇改善交付金の創設などにより介護従事者の確保・処遇改善が図られた。区では、地域包括支援センターを18年度に4か所、21年度に1か所、22年度に1か所設置、在宅介護支援センターと連携し、包括的支援を行っている。国では障害者自立支援法に代わるものとして、制度の谷間のない支援の提供等を内容とする「障害者総合福祉法」(仮称)の25年8月までの施行を目指し検討を進めている。福祉サービスについては、パンフレット、区報やホームページによる情報提供を行うとともに、サービス事業者に対する第三者評価の受審を促進し、質の高い福祉サービスを利用できるよう努めた。保育施設においては、第三者評価制度を積極的に活用することで、情報提供施設数も年々増加し、区民が保育施設を選択する際の判断基準のひとつになっている。特に認証保育所の受審施設数が増加している。</p>	<p>区では、団塊世代が高齢者となる平成26年に高齢者が10万人を超えると予測している。介護予防事業により要支援要介護状態の重度化の防止を図っているが、高齢者人口の急増に伴い、要支援要介護認定者及びサービス利用者が増加する。また、認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯も増加し、地域社会全体で高齢者を支える総合的な支援・仕組みの強化が必要となる。インターネット等の情報媒体が、区民の情報ツールとして活用され、また福祉サービス第三者評価の受審の拡大により福祉サービスの質の向上が進む。平成24年4月には介護保険制度の改正、また25年8月までの施行を目指して「障害者総合福祉法」(仮称)の検討が進められており、それに向けた事業や組織の対応が求められる。</p>

3 - 2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<p>介護保険制度導入時と比べると、施設サービス利用者は約2.2倍、居宅サービス利用者は約4.1倍となっているが、要介護状態の長期化・重度化が進み、区民からの施設サービスの利用希望が高まっている。健康づくりや介護が必要にならないための支援、家族介護者の負担の軽減、情報提供や相談対応体制の整備への要望が非常に高い状況にある。在宅高齢者が増加し、在宅サービスの情報に対する関心が高くなる。またひとり暮らし高齢者などを見守る地域づくりが求められている。障害者本人とその家族の高齢化が進む中、いつまでも地域で安心して暮らしていけるように、多様な在宅サービスとグループホーム、ケアホーム、多機能型入所施設など入所・居住型施設の整備が求められている。区民の生活環境やライフスタイルに合わせたサービスの提供や各種手続きの簡素化など利便性の向上がさらに求められている。</p>	<p>高齢者人口の急増に伴い、認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯も増加し、地域での見守り支援、在宅の高齢者や家族介護者の経済的、精神的負担を軽減する福祉サービスの充実がさらに求められる。障害者本人とその家族の高齢化の進行により、障害者の特性に応じた多様な在宅サービスと通所施設、グループホーム、ケアホーム、多機能型入所施設等の入所・居住型施設の整備の要望がさらに強くなる。地域社会全体で高齢者・障害者を支え、安心して生活できる総合的な支援・仕組みの強化が求められる。長引く景気低迷などの社会情勢によって、区民の生活環境は大きく変化し、特に保育行政は共働き世帯の増加により保育所入所希望者が増加するなど大きな影響を受ける。また、引き続き大規模マンション開発により、保育需要も増加し続ける。</p>

3 - 3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
89	保健・福祉の相談窓口が身近にあると思う区民の割合	%	30.1	33.5					40	高齢者支援課
90	要支援・要介護状態でない高齢者の割合	%	86.3 (21年9月)	85.6					84.6	介護保険課
91	特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症グループホームの定員数	人	2,001 (20年度)	2,236					2,553	福祉課
92	福祉サービス第三者評価受審施設数	施設	102 (20年度)						403	福祉課

5 施策コストの状況				
	22年度予算	22年度決算(速報値)	23年度予算	24年度予算
トータルコスト	31,486,767千円	29,852,278千円	33,056,222千円	
事業費	30,541,453千円	28,982,077千円	32,129,582千円	
人件費	945,314千円	870,201千円	926,640千円	

本施策の施策コストは、一般会計及び介護保険会計の合計額である。

6 一次評価 主管部長による評価	
(1) 施策における現状と課題	
<p>特別養護老人ホームは、平成21年度に旧亀島小学校跡地の活用による区内13か所目の整備が完了し、100人の定員増となったが、23年4月末現在で入所待機者は2,000人弱となっている。介護老人保健施設は、区内に6か所を整備済だが、高齢者人口に対する整備率において、「整備促進が必要な自治体」となっている。認知症高齢者グループホームは、民間事業者への建設費助成による整備の促進を図り、22年度に3か所を整備し、計12か所となったが、本区の一部の圏域は引き続き重点的緊急整備地域の指定を受ける見込みであり、さらなる整備の促進が必要である。小規模多機能型居宅介護施設については、22年度に3か所が開設した。民生委員は支援を必要とする地域住民と各種相談窓口の橋渡し役として地域福祉の一翼を担っているが、近年は民生委員の高齢化が進み、地域の福祉ボランティア等人材確保が重要な課題である。高齢者の身近な相談を在宅介護支援センター及び地域包括支援センターで実施しているが、両センター間の連携・協力体制を強化し、地域における包括的なケアマネジメントの専門性を高め、効果的な展開を図る必要がある。障害者ができる限り地域で安心して暮らしていけるように、在宅支援サービスに力点を置いて事業を展開してきたが、入所・居住型施設の整備・充実等も課題となっている。保育施設においては第三者評価制度の定期的な受審を推進し、継続的な情報提供に努める必要がある。</p>	
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性	
<p>高齢者が住みなれた地域で必要な在宅及び施設サービスを受けられる環境を整備することが重要である。一方、施設整備は介護保険料の増加に直結するため、計画的に進める必要がある。区内14か所目の特別養護老人ホームや、既存の特別養護老人ホームの改築、区内7か所目の介護老人保健施設の着実な整備を推進する。また、認知症高齢者グループホームは5年間で新たに5か所を整備する。小規模多機能型居宅介護施設は、23年度に1か所を整備し、その後については、効果やニーズを把握のうえ、整備計画を検討する。新砂地区に、地域密着型介護施設（認知症高齢者グループホーム・小規模多機能型居宅介護施設・高齢者の緊急ショートステイ）を公設民営で整備し、平成24年4月に開設予定である。平成24年度の介護保険制度改正に伴い、「地域包括ケア」実現に向けた対応を検討し、平成23年度に改定する高齢者保健福祉計画に反映させる。福祉サービス第三者評価の受審を促し、質の高いサービスを安定して提供できるよう事業者のサービスの改善・向上を図る。各種福祉サービスの情報は、民生委員と地域包括支援センタースタッフ等との人的ネットワークの強化と区及び各施設等サービス事業者のホームページ掲載情報の充実により、総合的かつスピーディな提供を行う。23年度中には地域包括支援センターを4つの各圏域に2か所、計8か所の体制とし、各センターが地域における高齢者の相談、支援の中核として機能するよう関係機関との連携の強化を図っていく。障害者本人とその家族の高齢化が進行する中、入所・居住型施設の整備を着実に進めると共に、障害者自立支援法廃止後の新法に基づく福祉サービスを推進していく。障害者の定義を見直す方向で法改正の議論が進められており、現在より一層関係部署が連携して取り組み、対象者のニーズに応じた細やかな事業を展開していく必要がある。</p>	

平成23年度 江東区外部評価委員会による評価

施策25		総合的な福祉の推進	
担当班	3	委員名	木村委員、山本委員、駒田委員、浦田委員

<p>施策の目標に対して、成果は上がっているか</p>	
<p>・「生活支援サービスの拡充」とは単に量的に供給量が増えるということではなく、質も含めてニーズに応えている(充足させている)か否かということではなく、既存の事業をそのまま実施していることが多く、必要な人が必要な時に必要なだけ支援を提供できる環境にはなっていないのではないか。ひとつひとつの事業について、成果や必要性を詳細に検討する必要がある。</p> <p>・施設整備の計画、つまり供給量の説明に重きが置かれていること、予防に関する取り組みもきわめて限定的なものにとどまっていることを考え合わせると、成果が上がっているとは言い難い。</p>	
<p>区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか</p>	
<p>・高齢者の85%を占める、要支援・要介護状態では無い高齢者への介護予防事業の必要性の有無の把握が、現状では充分とはいえない。また、予防事業の内容も、参加率の非常に低いものが多く、有効性に疑問がある。</p> <p>・地域包括支援センターと在宅介護支援センターの業務分担が不明確なまま、その組織の維持、運営のために相当量の予算が使われている。現状では包括と在宅の両方が存在する意味と、その有効性が全く見えない。</p> <p>・古くからの地域住民のみでなく、マンション住民として比較的最近転入してきた多数の住民のニーズや状況を把握する必要がある。</p>	
<p>区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か</p>	
<p>・公設民営とした施設について、「公設」による民営事業者にとっての経済的メリットを区民に還元するしくみをもっていないことは、公平・公正の観点からみても、基本的に民設民営を志向するという方針からも問題である。</p> <p>・そもそも介護は民間事業者の参入により多彩なサービスが充実し利用者に選択の余地が生まれ改善されてきた歴史があるので、区は、民間活力を有効に利用するよう、柔軟な発想で事業を展開すべきである。</p> <p>・高齢者施設については、数を増やせばいいだけではなく、その質についての監視体制を整えることが区の役割として重要である。</p>	

施策の総合評価(今後の方向性)

・施策とは単に複数の事業を束ねた看板であるというわけではなく、共通の目標のもとに事業をコントロールするための枠組みである。しかし、本施策に属する複数の事業を組み合わせることで連携・連動させることによって効果を高める取組は、配食サービスと合わせて見守り活動をするという程度のものしかなく、施策として「総合的な福祉」を推進することにはなっていない。施策としての枠組みを活かした事業展開ができていないということが、本施策における最も大きな課題である。

・民生委員の高齢化やマンションにおける自治会体制がないことへの対応としてボランティアを増やすことが重要課題とされているにも関わらず、いかにして増やすかという点については対策がなされていない。

・古くからの住民が多い地域と、マンションなどに最近転入してきた住民とでは、地域に関する考え方や付き合い方が異なっていると思われる。

・マンション住民以外から民生委員のほとんどが選ばれている現状では効率的に機能しない。近い将来ボランティア活動の担い手として参入してくると予想される団塊の世代が、スムーズに民生委員に就任できるよう、選任方法等を検討する必要がある。

・特別養護老人ホーム入所待機者の緊急性の分析や、介護予防事業を必要とする対象者の情報確認など、ニーズ把握、状況把握と分析が不十分である。障害者や高齢者の状況把握については、従来の情報源に加えて、警察やマンション自治会・管理組合等から広く情報を得て対象を明らかにし、施策の実施方法を見直す必要がある。

その他 (改善点等)

・行政サービスの供給量ではなく、受益者ニーズの充足度で施策を自己評価する習慣をつけてほしい。「総合的な福祉」として、マーケティングを行う必要性が高い。

・本施策の対象となる高齢者等は自分で行動を起こしづらい。相談窓口があっても、自らの意思でそこに行ける人はすでに解決する手立てがわかっている人たちである。アウトリーチを進めていける体制づくりを考えていただきたい。

施策 29 住みよい住宅・住環境の形成

主管部長(課) 都市整備部長(住宅課)
 関係部長(課) 環境清掃部長(環境保全課、清掃事務所)

1 施策が目指す江東区の姿

多様な生活様式に応じて住み続けられる、快適で安心な住まいづくりが広がっており、地域と調和の取れた住環境が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み

多様なニーズに対応した住まいづくり	高齢者・障害者・子育て世帯などの多様なニーズに対応した住まいの供給を推進するため、大規模開発における誘導や既存物件のコンバージョン、民間賃貸住宅への入居支援等を実施します。
良質な既存住宅への支援・誘導	区の居住形態の大きなウェイトを占めるマンションをはじめとした、さまざまな既存住宅の良好な維持管理や再生を促進するため、相談事業や啓発を実施するとともに、ユニバーサルデザインの視点に立った計画的な修繕やリフォームを誘導します。
良好な住環境の推進	積極的な緑化整備や歩道状空地の確保など、より良い住環境を促進します。

3 - 1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 平成18年、国は住生活基本法を施行、都は住宅基本条例の全面改正を行った。 住宅施策は、豊かな「住生活」の確保のため、量から質へ、住宅から住生活へと転換してきた。URや都営住宅も、既存住宅の維持保全や改善・建替えを主要課題とし、新たな住宅の建設供給は行わないことを基本方針としている。 昭和40年代来の民間マンションの老朽化対策のため、所有者の自主的管理を促進を図る「マンション管理適正化法」などの法整備が進められている。 国は、平成19年「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」を施行。民間賃貸住宅への入居支援を打ち出している。 平成20年受入困難地区指定廃止。指導要綱を条例化し、指導基準を強化。民間のマンションや事業所ビルの建設は景気動向もあり「急増」から「漸増」へとその動きは緩やかになっているが、事業者の開発意欲は衰えておらず、地域では、ワンルームマンション建設によるコミュニティ崩壊の懸念が強いことから、平成22年度に条例等を改正した。 平成10年1月「江東区みんなでまちをきれいにする条例」施行 平成21年7月「江東区歩行喫煙等の防止に関する条例」施行 	<ul style="list-style-type: none"> 既存公的住宅の耐震化、バリアフリー化などが求められる。 区内には築30年を越すマンションが約220棟、旧耐震基準のマンションが約450棟あるが、計画修繕を実施していない・予定のないマンションが分譲で25%、賃貸では48%となっている(平成20年マンション実態調査)。 集合住宅において、適正な維持管理や、定期的な計画修繕を怠ったり、耐震性の劣った住宅に適切な処置が講じられないこととなれば、安全面や保安上の危険性及び衛生面に於いて都市全体の居住環境に悪影響を及ぼすことになる。 マンション建設に対する行政指導が引き続き求められる。

3 - 2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の増加とともに、住生活への適切な生活支援がより強く求められている。 エレベータのない中層住宅に居住する高齢者や段差等バリアのある戸建て住宅に居住する高齢者や家賃負担上の転居が必要となる高齢者などが増加しており、高齢小規模世帯に相応しい住宅が求められている。このような状況の中で、高齢者等の住宅確保要配慮者(住宅困窮者)と民間賃貸住宅ストックの需給の不一致による供給不足となっている。 業務ビルの増加等により駅周辺などにおけるポイ捨てが増加する一方、道路等の公的住環境を地域において自主的に清掃する習慣が相対的に劣化している。 	<ul style="list-style-type: none"> 居住者の高齢化に伴い、バリアフリー化されていない自宅に住み続けることができなくなったり、ライフスタイルに合わない住宅で住みづらさを感じる居住者が発生する。 民間マンションの老朽化が進行する。 高齢者層の住宅困窮者が増加し、公的支援、公的住宅の供給要請が高まる。 歩きたばこ、吸い殻やごみのポイ捨てが増え、まちが汚くなると、「自分たちの手でまちをきれいにする」という意識が更に希薄化し、住環境の悪化を招く。

3 - 3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

--

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
103 住宅に満足している区民の割合	%	66.0	66.2					70	住宅課
104 集合住宅において適切に定期的な改修を実施していると回答した管理組合等の割合	%	39.20 (20年度)						60	住宅課
105 住環境に満足している区民の割合	%	63.5	67.3					70	住宅課
106 歩道状空地の整備（延長・面積）	m・㎡		1,749.80m 7,001.17㎡						住宅課

5 施策コストの状況				
	22年度予算	22年度決算	23年度予算	24年度予算
トータルコスト	672,982千円	712,150千円	560,702千円	
事業費	498,253千円	551,350千円	380,786千円	
人件費	174,729千円	160,800千円	179,916千円	

6 一次評価 主管部長による評価
(1) 施策における現状と課題
<ul style="list-style-type: none"> ・住宅ストックの改善・改良 高齢者をはじめとした住宅困窮者に対する住宅施策の充実を図るため、住宅関連事業者との更なる連携・強化が必要である。 ・民間マンション管理組合等への支援 民間マンション等の長寿命化と円滑・円満なる管理組合の運営が図られるよう、管理組合等に対する支援を着実に推進する必要がある。 ・快適な住環境の推進 マンション条例やみどりの条例などに基づき、みどり豊かで快適なまちづくりを進めるため、事業者・区民を適切に誘導する必要がある。
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・多様な居住ニーズに対応した住まいづくり 区営住宅の耐震化を完了する。 民間賃貸住宅における高齢者・障害者等の安心居住の確保に向けた仕組みづくりに取り組む。 公的賃貸住宅建替え等の際に、居住者ニーズに応じた施設整備を求める。 ・良質な既存住宅への支援・誘導 住宅ストックの長寿命化への取組みを支援・誘導する。 既存住宅の適正な維持管理や建替えを視野に入れた計画策定を支援する。 ・良好な住環境の推進 マンション指導による緑化・公開空地・歩道状空地の整備などを通じて、良好な住環境づくりを推進する。 区民一人ひとりが、江東区に愛着を持ち「自分たちの手でまちをきれいにする」という意識を醸成し、清潔で美しいまちづくりを推進する。

平成23年度 江東区外部評価委員会による評価

施策29		住みよい住宅・住環境の形成	
担当班	1	委員名	大塚委員、桑田委員、町田委員、篠田委員

施策の目標に対して、成果は上がっているか	
<p>・具体的な成果があがっているかどうか判断しづらい。成果が見える形で表れてくるのは、まだ先のことになると考えられる。</p> <p>・設定目標自体が区の取り組みとその成果との因果関係を判断する上ではあまりに漠然としている感が否めない。多様な生活様式に対応した住まいづくりを評価する指標、マンション以外の住宅の維持管理に関する指標が設定されておらず、これらの点に関して成果を適切に評価することが難しい。</p>	
区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか	
<p>・住宅・住環境の充実に対する区民のニーズは高く、総体としてみた取り組みはこれに合致していると評価できる。</p> <p>・住生活の確保のために「量から質へ」の転換は、時宜にかなった正しい方針である。</p>	
区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か	
<p>・区は、住宅・住環境について、個々の区民も含めた民間主体の取り組みを誘導・促進・支援する立場であり、施策の内容もこうした立場での取り組みとなっている。しかし、民間主体の取り組みがどの程度なされたかが把握されておらず、必ずしも順調とはいえないのではないかと推察される側面も見られる。</p> <p>・高い集合住宅居住率、さらに公共住宅での高齢化進展といった現状を踏まえれば、施策の目標実現に向けては福祉部門および防災部門との連携を従来以上に高めていくべきである。</p>	
施策の総合評価(今後の方向性)	
<p>・全体としては区民のニーズに合致した取り組みがなされていると評価される。</p> <p>・江東区では区民の多くが集合住宅(特にマンション)に居住していることから、高齢者に対する見守りや高齢者が外出しやすいまちづくり、防災、防犯、周辺既存住民と一体となったコミュニティの形成、建て替えなどといった、日本で発生している集合住宅についてのさまざまな課題が集中して発生すると予想される。今後は、集合住宅に対して、役所内での部門を超えた施策の連携をさらに進め、具体的な方針を示せるよう熟度を高める必要がある。</p>	
その他 (改善点等)	特になし

施策 31

便利で快適な道路・交通網の整備

主管部長(課) 土木部長(交通対策課)
 関係部長(課) 地域振興部長(地域振興課)、
 都市整備部長(都市計画課)、
 技術担当部長(都市計画)、
 土木部長(管理課、道路課、水辺と緑の課)

1 施策が目指す江東区の姿

利便性の向上とともに安全性・快適性の視点も取り入れられた交通体系が整備されています。

2 施策を実現するための取り組み

安全で環境に配慮した道路の整備	橋梁の耐震化、既存住宅地区の無電柱化等を視野に入れた総合的見地からの計画的な橋梁の修繕・道路改修を実施します。さらに、生活道路網の充実を図るとともに、環境負荷低減のため、排水や騒音に配慮した道路整備や緑化を一層推進します。
通行の安全性と快適性の確保	放置自転車の撤去や自転車駐車場、自転車道などの整備、道路の不正使用の是正を進めることにより、安全かつ快適な通行空間を確保します。また、交通安全教育を実施することにより、自転車利用者等のルール、マナーの継続的な普及・啓発を図っていきます。
公共交通網の充実	南北交通の利便性を高めるために必要な、地下鉄8・11号線の延伸事業を実施するにあたって、豊洲 - 住吉間の早期事業化など、区が直面する課題について関係機関での協議を推進します。また、区内交通調査等を実施し、区民の移動実態やニーズを把握した上で、鉄道・バス網ほか新交通システムについても検討します。

3 - 1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在(平成23年5月末)まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 急速に進む橋梁の老朽化と膨大な更新需要が発生 江東区無電柱化重点路線制定(平成21年6月) 都市計画道路「第三事業化計画」の策定(平成16年3月) 優先整備路線(平成27年までに着手する路線) 都施行 環状2号、放射32号、補助144号、補助315号 区施行 補助199号、補助115号 道路交通法の一部改正 臨海部の昼夜人口の増加 ・南部地域の発展 大規模集合住宅の建設による人口の増加 ・高齢化 ゆりかもめの延伸、コミュニティバスしおかぜの運行開始 東日本大震災により新木場地区で道路の液状化被害が発生 	<ul style="list-style-type: none"> 建設後50年以上の橋梁は36%、5年後には40%を超える 歩行環境の悪化や交通渋滞の増加 南部地域の発展に伴う駅周辺放置自転車の発生 通勤通学者の増加による駅利用者の増加 高齢者や障害者の移動範囲が限定される 旧市街地と臨海部の融和が進まない

3 - 2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 未整備の都市計画道路の早期整備、生活道路網や地域間ネットワーク化の充実 環境問題意識の高まりによる自転車利用者の増加 自動二輪車に対する規制強化による駐車場の設置要望 城東地区の南北交通の充実 旧市街地と臨海部を結ぶ交通手段の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 整備が進まなければ、計画の見直しの要望が多くなる 商店街や大型店舗周辺の環境悪化 自動二輪車の路上駐車や駐車場の整備要望が多くなる 旧市街地と臨海部の一体感が失われる

3 - 3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
110 無電柱化道路延長（区道）	m	14,900 (20年度)	15,830					16,620	道路課
111 都市計画道路の整備率	%	87.0 (20年度)	87.0						都市 計画課
112 交通事故発生件数	件	1,785 (20年度)	1,631						交通 対策課
113 駅周辺の放置自転車数	台	3,434 (20年度)	2,672					2,510	交通 対策課
114 区内自転車駐車場の駐車可能台数	台	19,740 (20年度)	20,103					21,240	交通 対策課
115 電車やバスで便利に移動できると思う 区民の割合	%	53.9	58.8					66	交通 対策課

5 施策コストの状況	22年度予算	22年度決算(速報値)	23年度予算	24年度予算
トータルコスト	5,024,646千円	4,668,474千円	4,957,549千円	
事業費	4,268,003千円	3,971,449千円	4,239,462千円	
人件費	756,643千円	697,025千円	718,087千円	

6 一次評価 主管部長による評価
(1) 施策における現状と課題
<p>区内の橋梁・道路の老朽化により膨大な更新需要が見込まれるとともに、無電柱化や区施工の都市計画道路の早期整備が求められている。いずれの場合にも、バリアフリー化や耐震化、また遮熱舗装や緑化、ライフサイクルコスト縮減等、環境負荷低減を視野に入れた計画的実施が重要となってくる。放置自転車や道路の不正使用、交通ルールやマナーを守らない自転車利用者があとを絶たない。放置自転車の撤去や自転車駐車場、自転車道の整備等物理的な対策のみでは限界がある。あらゆる世代への継続的な交通安全教育の実施により、人の意識から変えていく必要がある。地下鉄8号線については、第1段階とされた豊洲 - 住吉間の整備を促進するため、平成22年度に国・都・営業主体と想定される東京メトロがオブザーバーとして参加する東京8号線(豊洲～住吉間)事業化検討会を開催した他、江東区地下鉄8号線建設基金を創設し、5億円の積立てを行った。早期事業化に向けては、引続き事業主体間での調整や、国・都等関係機関の理解と協力が不可欠である。その他バス網や新交通システムについても区民の移動実態やニーズを把握した上で、検討していく必要がある。</p>
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性
<p>老朽橋梁の増大に対し、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、ライフサイクルコストを縮減した修繕を行う。無電柱化を推進し、災害に強い快適な歩行空間の確保を図る。老朽道路の改修時には、バリアフリー化を推進し、遮熱舗装や緑化の充実により環境対策を図っていく。成果指標111については、区施行の未整備の都市計画道路について、早期整備に努める。成果指標112については、交通安全啓発事業の強化を交通管理者である警察署及び地域、学校等と連携し、引き続き交通事故の減少に努めていく。成果指標113については、効果的な撤去体制により、引き続き放置自転車の減少を目指していく。成果指標114については、南部地域の開発等にあわせ、駅周辺の自転車駐車場を整備し、放置自転車が発生しないように努める。また、新たな自転車駐車場の整備は、民設民営を含む多様な主体・手法を検討していく。成果指標115については、鉄道、バス等の交通事業者と粘り強く協議を重ね、利便性の向上を図っていく。特に、地下鉄8号線（豊洲～住吉間）については、営業主体と想定される東京メトロと継続協議を行うほか、国や東京都の交通政策を踏まえ、より広域的な視点での議論を深め、早期事業化への取り組みを進める。</p>

平成23年度 江東区外部評価委員会による評価

施策31		便利で快適な道路・交通網の整備	
担当班	1	委員名	大塚委員、桑田委員、町田委員、篠田委員

施策の目標に対して、成果は上がっているか	
<p>・明確な目標を立てて施策を着実に進めている。</p>	
区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか	
<p>・道路、交通の安全性、快適性、公共交通網とも区民ニーズや社会状況に概ね合致した取り組みがなされていると評価される。</p>	
区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か	
<p>・公共交通網の整備については国や都、交通事業者と適切に連携していると思われるが、今後一層の連携の強化を望む。</p> <p>・コミュニティバスについては、路線バスとの棲み分けの観点から例外的なものであると位置づけられており、その方針は妥当と考える。したがって、この考え方に沿えば、将来的に地下鉄や路線バスなど公共交通網の整備が進展した場合には、その必要性について見直すことが必要である。</p>	
施策の総合評価(今後の方向性)	
<p>・概ねニーズに合致した取り組みが適切になされていると評価されるが、地域によってはさらなる公共交通網の整備が期待されており、受益者負担や官民の役割分担を考慮した上で、きめ細かいサービスが望まれる。</p> <p>・無電柱化事業については、投資と効果のバランスからどの程度の水準を目標として整備を推進するかについて明確にすることが必要である。</p> <p>・施策における現状と課題に示されているように、維持管理費用の削減や環境負荷低減を視野に入れた計画的実施が重要となると思われる。</p> <p>・自転車と人との安全について、自転車通行のマナーや安全性についての広報・啓発活動に力を入れるべきである。</p>	
その他 (改善点等)	<p>・臨海地域でみられるような比較的幅員に余裕のある道路では、自転車専用車線への転用といった様々な可能性についても検討することが望ましい。</p>

施策 32 災害に強い都市の形成

主管部長(課) 都市整備部長(建築調整課)
 関係部長(課) 総務部長(営繕課、防災課)、
 土木部長(道路課、水辺と緑の課)

1 施策が目指す江東区の姿

地震や火災、洪水などの各種災害に強いまちが実現しています。

2 施策を実現するための取り組み

耐震・不燃化の推進	平成27年度までに区立施設の耐震化100%を目指します。また、民間特定建築物及び個人住宅の耐震化を促進するとともに、助成事業の充実を図ります。さらに、細街路の拡幅等を行い、災害時における延焼の防止に努めます。
水害対策の推進	高潮等による水害を防ぐ態勢を強化するため、堤防施設等の耐震改修や下水道幹線整備の早期実現を目指します。また、集中豪雨対策としての雨水貯留・浸透施設の整備を推進するとともに、荒川洪水被害を最小限にとどめるためのハザードマップの充実や、水門・排水場等の適切な維持管理に努めます。
災害時における救援態勢の整備	防災倉庫の改修や新設を進めるとともに、物資の輸送ルートを確認するための橋梁の耐震化を早期に完了させます。

3 - 1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災により、建築物の損壊や南部埋立地域での土地液状化等があり、耐震化に対する区民意識が高まっている。 経済状況が低迷している中、住宅等建築着工件数の、大幅な増加傾向は見込めないでいる。このため、新築時に伴う細街路拡幅の整備延長の実績も低迷している。 臨海部を中心に人口が急増している。 地球温暖化等による局地的集中豪雨の増加対策のため、雨水流出抑制を進めるとともに、平成22年度に江東区洪水ハザードマップを作成した。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年4月1日に施行された「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」による、耐震診断の義務化に伴い耐震改修工事の促進が見込まれる。 細街路拡幅整備の遅れにより、迅速な災害復旧活動が行えないことから二次災害が懸念される。 臨海部の人口増に拍車がかかり、備蓄計画との地区バランスが崩れる。 台風の大型化やヒートアイランド現象が原因と考えられる集中豪雨、及び土地の高度利用化で地下空間の利用が増えたことなどにより浸水被害が増加する。

3 - 2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 木造戸建住宅簡易診断の申請件数は増加傾向にあり、特に東日本大震災以降大幅に増加している。また分譲マンション等についても耐震化に向けた相談件数が急増しているが、管理組合員相互の合意形成が困難であることから、耐震改修工事まで至らない状況となっている。 小中学校の耐震化率を平成21年度で100%としたが、その他の区立施設についても、耐震化率の向上が望まれる。 集中豪雨に対する地域での水防活動が求められる。 区民の津波に対する不安が高まっている。 東日本大震災以降、家庭での備蓄に対する意識が高まるとともに、区の備蓄物資に対する要求も強まっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 民間建築物(木造戸建・マンション等)の耐震化は、東日本大震災以降の区民意識の高まりにより促進が見込まれる。分譲マンション等については、耐震化アドバイザーの積極的な活用が見込まれる。 防災上重要な区立施設は、平成27年度までに100%の耐震化率を目標に定め、公共施設の耐震化は順調に進む。 時間50mm以上の集中豪雨があった場合は、下水管からあふれて浸水被害を起こす可能性があり、被害を軽減するために自助共助が必要である。 備蓄物資の種類と量について、区民からの要求への対応が必要となる。

3 - 3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

--

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
116 区立施設の耐震化率	%	78.3 (20年度)	90.4					96.1	営繕課
117 民間特定建築物耐震化率	%	75 (19年度)						88	建築調整課
118 細街路拡幅整備延長	m	9,708.07 (20年度)	11,018.80					14,800	建築調整課
119 浸水被害件数	件	0 (20年度)	8					0	水辺と緑の課
120 耐震対策が施されている橋梁の割合	%	61.6 (20年度)	72.9 (21年度)	81.2 (22年度)				98.8	道路課

5 施策コストの状況				
	22年度予算	22年度決算(速報値)	23年度予算	24年度予算
トータルコスト	504,354千円	309,249千円	571,177千円	
事業費	390,514千円	204,478千円	493,723千円	
人件費	113,840千円	104,771千円	77,454千円	

6 一次評価 主管部長による評価
(1) 施策における現状と課題
<p>民間建築物の耐震化については、耐震診断の申請件数は順調な伸びを示しているが、耐震改修工事は、資金不足や分譲マンション等の管理組合員相互の合意形成の難しさから申請が少ない。このため資金面及び耐震化に関する全般的な耐震支援制度の拡充が求められている。建築着工件数の減少により、細街路拡幅整備の申請件数も伸び悩んでいる。臨海部を中心とした人口の急増によって地区バランスが大きく変動しているため、東日本大震災により明らかになったニーズも考慮に入れながら、実情に見合った備蓄物資等の配備計画を建てる必要がある。時間50mmを超える局所的な集中豪雨が多発する中、下水道整備については、江東幹線整備等の再構築事業が開始されたが、約500haと広い流域面積が完了して整備効果が現れるには時間がかかる。また、区と事業者、区民の協力による浸水対策として「江東区雨水流出抑制対策実施要綱」を定め指導を行っている。</p>
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性
<p>「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」による耐震診断の義務化と併せ、民間建築物耐震改修等助成制度の拡充や平成22年度より始まった耐震化アドバイザー派遣制度の活用により民間建築物の耐震化を誘導する。新築時だけでなく、耐震改修工事においても細街路拡幅整備を推進する。人口増加による地区バランスの変動を考慮しながら、備蓄物資の種類と量を見直した防災倉庫の配備計画の構築を進める。下水道整備事業を受託し、再構築事業を促進させる。公園や公共施設において、改修等雨水流出抑制対策を実施する。津波対策として今後、中央防災会議で検討される東京湾における津波被害に対する指針に合わせた対策が必要となる。</p>

平成23年度 江東区外部評価委員会による評価

施策32		災害に強い都市の形成	
担当班	1	委員名	大塚委員、桑田委員、町田委員、篠田委員

<p>施策の目標に対して、成果は上がっているか</p> <p>・指標値は水害被害件数を除きいずれも順調に向上しており、取組の成果は上がっていると評価できる。しかし、区の不燃化率は比較的高い反面、予想倒壊率が高いなど、火災に強い反面、地震対策には課題が残ると言わざるを得ない。「各種災害に強いまち」の実現に対しては、依然改善余地は多い。</p> <p>・細街路拡幅整備については、区内で整備すべき細街路の総距離を把握し、進捗状況を確認すべきである。</p>	
<p>区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか</p> <p>・震災の影響により、区民の安全に対する意識は非常に高まっているので、これまで取り組んできた施策に加えて、液状化対策、また地下構造物への洪水流入対策など、近年明らかとなった災害リスクについても、区民への公表を含めて、積極的な対応を今後行っていくべきである。</p> <p>・防災船着場については、日常から区民が積極的に利用してこそ、災害時にも利用できると思われる。利用を希望する区民には、手続きの簡素化など、積極的な利用促進を行うべきである。</p>	
<p>区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か</p> <p>・都市基盤の災害対策は国、都に委ねられる部分も多いが、連絡会議など、本施策に係る取り組みについて働きかける体制も構築されており、国、都との役割分担は適切と考えられる。</p> <p>・民間建築物や細街路の改善は民間主体の取組促進がポイントだが、経済的な負担の大きさが障害となって望ましい進捗は得られていないと考えられる。</p>	
<p>施策の総合評価(今後の方向性)</p> <p>・民間特定建築物の耐震化と細街路に関する指標は、目標が達成されると区全体の都市基盤の安全性がどの程度の水準になるのかが明確にされていない点は望ましくない。</p> <p>・細街路拡幅および特定建築物の耐震化については、区内の細街路総延長や特定建築物件数の全体像を出来るだけ早急に把握することが、今後の政策評価をより具体的に捉えられることから重要であり、目標値の達成によって、それが何割程度解消されるのかといった目標値の位置づけを明確にして取り組んで欲しい。</p> <p>・防災は現在最も関心が高い分野であるといえる。これまで取り組んできた施策に加え、近年明らかとなった災害リスクについても、積極的な対応を今後行っていくべきである。</p>	
<p>その他 (改善点等)</p>	<p>・江東区に特有な水路の利用などを真剣に考えてはどうか。川の交通を使えるという数少ない立地に恵まれている江東区のメリットを活かしてほしい。</p>

1 施策が目指す江東区の姿

区民の防災意識の向上と、地域における防災活動や災害時における救助救援体制等の確立により、地域防災力が強化されています。

2 施策を実現するための取り組み

防災意識の醸成	「地区別防災マップ」「防災パンフレット」等の作成・配布、総合防災訓練の実施とその周知徹底を通じ、区民の防災に対する意識の高揚を図ります。
災害時における地域救助・救護体制の整備	継続的な防災訓練等を通じて、区・防災関係機関・災害協力隊の連携を強化します。また、災害協力隊や自主防災訓練への区民参加を促進し、災害時の対応への習熟を図ります。特に臨海部など大規模集合住宅等に重点を置いた、新規災害協力隊の結成に向けた啓発活動の促進を図ります。
災害時の避難所等における環境整備	ビルの高層化や臨海部開発に伴い、同報無線を効率的・計画的に整備するとともに、より質の高い無線システムの導入を図ります。また、新規避難所の指定に合わせ、防災無線や一斉情報配信システムの受信端末を増設します。加えて、高齢者、乳幼児等、災害時要援護者の幅広いニーズに応えられる質を考慮した食料や生活必需品、資機材の整備充実を図ります。

3 - 1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・豊洲地区を中心として、大型マンションの建設が増え、人口が急増している。 ・町会・自治会活動者の高齢化が進んでいる。 ・平成19年度、避難場所の改定が実施された。 ・毎年、江東区地域防災計画の見直しを行っており、平成23年2月には江東区防災会議を開催し、平成22年度江東区地域防災計画修正案について協議した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災における甚大な被害発生を受けて、中央防災会議において防災基本計画の修正が行われる。これを踏まえて、東京都及び江東区において地域防災計画の見直しを行う。 ・新しい集合住宅住民の町会・自治会への加入率の低下、町会・自治会活動者の高齢化により、災害協力隊が弱体化する。

3 - 2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・世界各地の大規模災害に加えて、東日本大震災が発生し、大地震発生リスクも年々高まっているため、災害への備えや防災対策を強化して欲しいという区民の要望が多くなっている。 ・ゲリラ豪雨対策や都市の高度化に伴い必要性が生じた超高層ビルの防災対策、放射能対策など、新たな問題への対応が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大地震発生リスクは更に高まり、区民の要望がより多岐に及ぶことが見込まれる。 ・東日本大震災への対応を教訓として、防災計画の根拠となる各種想定の見直しや再検証が求められ、さらに高い基準に基づいた防災対策の策定が必要となる。

3 - 3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

災害対策基本法(第四十二条)において、市町村は国の防災基本計画に基づいて地域防災計画を作成し、毎年検討を加えることが定められているが、その場合に都道府県の地域防災計画に抵触してはならず、地域防災計画を作成し、又は修正するときは、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならない。

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
121	家庭内で防災対策を実施している区民の割合	%	45.0	39.6					70	防災課
122	避難場所・避難所を理解している区民の割合	%	73.9	74.6					90	防災課
123	自主防災訓練の参加者数	人	28,012 (20年度)	24,829					29,000	防災課
124	災害情報の入手方法が充実していると思う区民の割合	%	32.2	32.3					55	防災課

5 施策コストの状況				
	22年度予算	22年度決算(速報値)	23年度予算	24年度予算
トータルコスト	365,412千円	605,546千円	378,556千円	
事業費	257,970千円	506,663千円	245,167千円	
人件費	107,442千円	98,883千円	133,389千円	

6 一次評価 主管部長による評価	
(1) 施策における現状と課題	
<p>東日本大震災発生時の災害対応について総括を行い、新たな防災対策のニーズを整理検討する必要がある。平成24年度に避難場所の改定が予定されるため、改めて区民への周知徹底が必要となる。江東区の防災対策は、区と町会・自治会を中心に結成した災害協力隊との連携が不可欠であるが、新規集合住宅の増加に伴い、地域コミュニティの形成が複雑化することで、ハード・ソフト両面において、区民への啓発活動や災害協力隊結成に関する働きかけが困難となることが懸念される。災害時要援護者等、避難者のニーズに対応した避難所を運営していくため、更なる整備が求められている。東日本大震災への対策において、災害時の情報提供環境に緊急課題が浮き彫りとなった。中でも同報無線の難聴地域解消、本庁舎利用者の安全確保、区民への迅速かつ正確な情報提供ツールの新たな整備が緊急的に必要であると考へ、平成23年度1号補正予算において情報提供環境の整備事業を実施した。</p>	
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性	
<p>引き続き従来の防災啓発を行っていくと同時に、多様なメディア媒体や各種イベントでの啓発活動を検討し、防災意識の更なる高揚を図る。既存災害協力隊の活動を引き続き支援していく一方、新隊設立の働きかけも並行して行っていく。避難者の幅広いニーズに応えるため、随時情報通信網や備蓄物資の整備環境を見直し、質・量ともにレベルアップを図る。東日本大震災により判明した課題を踏まえて、地域防災計画の見直し等防災対策全般の再検討を行う。</p>	

平成23年度 江東区外部評価委員会による評価

施策33		地域防災力の強化	
担当班	1	委員名	大塚委員、桑田委員、町田委員、篠田委員

<p>施策の目標に対して、成果は上がっているか</p> <p>・指標値の多くが区民意識や取り組みに係るものであり、昨年度実績の指標値は横ばいか一部低下しているが、震災の影響により、現時点での区民の意識や取り組みは結果的に向上していると思われる。ただし、それは必ずしも区の取り組みの成果とは言えない。</p> <p>・災害情報に対する区民の満足度は、22年度に改善が見られなかったうえ、今回の震災でも一部地域で防災無線の聴取困難な状況がみられるなど、課題は依然として多い。</p> <p>・災害弱者に対するケアについては十分でないと思われるので、災害弱者の把握率なども評価して欲しい。</p>	
<p>区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか</p> <p>・江東区においては高層・超高層のタワー型マンションが増加していることから、震災発生時には、これらにおける防災対策が大きく問われることとなる。マンションに対して、防災も含めた総合的な取り組みを区として行う必要がある。</p> <p>・今回の震災を機に、区民からの提言が増加すると考えられることから、積極的にこうした声に耳を傾け、費用対効果の高そうなものは積極的に取り入れていくことが望ましい。特に、ツイッターなどの比較的低費用で防災無線の代替となりうる情報伝達手段については、早急に検討すべきと考える。</p>	
<p>区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か</p> <p>・区民及び企業の取り組みの誘導・促進・支援が本施策の取り組みの多くを占めるため、企業との協定等の連携や自治会における災害協力隊の組織化への取組促進など、民との役割分担は適切に取り組まれていると評価できる。</p> <p>・新興マンションが比較的多い南部地域では、早急な防災体制の構築が求められる。子どもを持つ世帯が多いという同地域の特性を踏まえ、工夫をする必要がある。</p> <p>・一部民間集合住宅においては建物の構造上、既存防災無線が聞き取りにくい状況が発生していると考えられる。民間集合住宅内の放送設備を利用し区の防災無線を流すなど、民間部門と協力する余地は残っているように思われる。</p> <p>・今回の震災で顕在化した帰宅困難者への対応を含め、民間との適切な役割分担・協働体制の構築を促進してほしい。また、民間団体が保有する備蓄物資を概算でも把握したうえで備蓄計画を調整するなど、より一層、民間部門との協働を図られたい。</p>	
<p>施策の総合評価(今後の方向性)</p> <p>・概ね適切に施策・事業が進められていると評価される。</p> <p>・新たに開発された地域の集合住宅における取り組みが課題であり、児童・生徒への防災教育を入り口として、保護者も巻き込んだ自主防災活動を働きかけるなど、こうした地域の人々の関心を高め、取り組みを促すための効果的な啓発や促進・支援策を早急に検討し、推進することが必要と考えられる。</p> <p>・官民一体となって地域防災に取り組むとともに、高まった区民の関心を低下させないような仕掛けが必要である。</p>	
<p>その他 (改善点等)</p>	<p>特になし</p>

計画の実現 に向けて	2	スリムで区民ニーズに的確に対応した行財政運営	主管部長(課) 政策経営部長(企画課) 関係部長(課) 政策経営部長(広報広聴課、情報システム課)、総務部長(総務課、職員課、経理課、営繕課)、地域振興部長(地域振興課)、区民部長(区民課)、都市整備部長(住宅課、建築課、建築調整課)、土木部長(管理課)、教育委員会事務局次長(学校施設課)、監査事務局長(監査事務局)
-----------------------	----------	-------------------------------	--

1 目指すべき江東区の姿
江東区を取り巻く環境が急激に変化する中でも、不断の改善により効率的な行財政運営が行われています。

2 計画を実現するための取り組み	
施策・事業の効率性の向上と行政資源の有効活用	アウトソーシングの進捗状況についての検証を定期的に行うとともに、民間活力の積極的な活用により職員定数の適正化を図ります。また、第三者による行政評価システムの導入、指定管理者制度の検証と活用、PFI等の民間開放手法の検討などを進めます。さらに、新公会計制度の活用など、多様な経営管理手法の検討と活用を図るとともに、庁舎等の適切な改修等を行います。
状況変化に柔軟かつ迅速に対応する組織体制の確立	さまざまな行政需要に対応できるよう、常に組織体制の改善を図るとともに、横断的な連携・協力体制が図れる組織を確立します。
政策形成能力を備えた職員の育成	職員による自主的な調査・研究の促進や、職員の国及び他団体への長期派遣、大学や民間企業等への派遣を実施します。また、プレゼンテーション能力やマネジメント能力に資する研修を充実させます。

3 - 1 計画に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
長期基本計画及びアウトソーシング基本方針にもとづく定員管理・民間委託の推進等についての取組みを、国の集中改革プランに対応するものとして進めてきた(平成17年度～平成21年度)。平成18年4月より公共施設の管理運営手法として指定管理者制度を本格的に導入した。平成21、22年度に効果的、効率的な行政運営を推進するため新たな基本構想に沿った組織改正を実施した。平成22年度に、外部評価を取り入れた行政評価システムを導入した。平成21年度に区庁舎の耐震診断を実施した。	職員定数適正化、民間活力の活用等の、より一層の推進が求められる。指定管理者制度導入施設数の増加が予想され、優良な指定管理者を選定するための選定方法の確立が必要になってくる。区庁舎の耐震強度不足により、地震等の発災時に大きな損傷を受け、公共施設としての機能を有しなくなる恐れがある。
3 - 2 計画に関する区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
南部地域を中心とする急激な人口増加を受けて、区民ニーズは多種多様なものとなっている。再構築を図る基幹システムについて、法制度改正等に迅速、確実、低コストで対応できる機能が求められている。	南部地域を中心とする人口の流入傾向は継続すると予測され、多様化する区民ニーズに適切に応えるため、効率的な行政運営や職員の資質向上が求められる。

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

職員公務災害補償事業は、地方公務員災害補償法・地方公務員災害補償基金等に基づき実施するため区の権限が限定的である。住民記録事業、公的個人認証サービス事業、住民基本台帳ネットワーク事業は、住民基本台帳法に基づき実施するため区の権限が限定的である。印鑑登録事業は、印鑑登録に関する自治省通知に基づく自治事務であり、実質的に区の権限が限定的である。戸籍管理事業は、戸籍法・戸籍法施行規則等に基づき実施するため区の権限が限定的である。外国人登録事業は、外国人登録法に基づき実施するため区の権限が限定的である。基幹統計調査事業は、統計法に基づき各種統計調査を実施するものであるため、区の権限が限定的である。公共建設統計調査事業は、統計法・建設工事統計調査規則等に基づき実施するため、区の権限が限定的である。建築確認・指導等実施事業は、建築基準法・都建築安全条例等に基づき建築確認事務等を実施するものであるため、区の権限が限定的である。

4 計画実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
131	外部評価によって改善に取り組んだ事業数(累計)		-	23					-	企画課
132	指定管理者制度導入施設数	施設	98	116	116				-	企画課
133	職員数	人	2,952	2,899	2,847				-	企画課
134	職員の対応が悪いと思う区民の割合	%	13.4	12.6					0	企画課

5 コストの状況

	22年度予算	22年度決算(速報値)	23年度予算	24年度予算
トータルコスト	10,107,610千円	9,419,918千円	9,202,840千円	
事業費	5,891,394千円	5,538,423千円	5,377,463千円	
人件費	4,216,216千円	3,881,495千円	3,825,377千円	

6 一次評価 主管部長による評価

(1) 現状と課題

職員の定員数は、平成18年度3,075人から平成23年度2,847人と、228人の減となった。今後も、新たな行政需要に対応しつつ、定数の適正化に努める。平成18年度から本格的に導入を図った指定管理者制度だが、平成22年度は56施設で再選定等の手続を行った。区民サービスの向上や効率的な施設運営を図るための評価方法の見直しの他、選定方法の確立が求められる。区南部地域の拠点となり、地域住民の利便性を高める施設として(仮称)シビックセンターの整備を進めており、今年度、基本設計に着手した。整備に当たっては、建設予定地である豊洲二・三丁目地区2街区の一体的なまちづくりを図るため、市街地再開発事業を活用して行う。平成21年度より進めている基幹系システムの再構築は、今年度完了する予定である。区庁舎は耐震強度が不足しており、地震等の発災時に大きな損傷を受け、公共施設としての機能を有しなくなる恐れがある。

(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

平成22年度に導入した外部評価を取り入れた行政評価を活用し、既存事業の改善、整理、見直しを図る。質の高い行政サービスを確保するため、(仮称)江東区行財政改革計画を策定する。業務改善によるサービス向上と合わせ、民間委託の推進、定数の適正な管理に取り組む。(仮称)シビックセンターは、平成27年4月のオープンとともに建設予定地における一体的なまちづくりを図るため、関係機関等との緊密な連携のもと、市街地再開発事業を活用して整備を進める。基幹系システムの再構築が完了することにより、全庁的なシステム運用の効率化を図る。地震等の発災時に行政拠点としての機能を担保するため、平成25年3月完成を目的に、免震工法による区庁舎の耐震改修を行う。

平成23年度 江東区外部評価委員会による評価

計画の実現に向けて 2		スリムで区民ニーズに的確に対応した行財政運営	
担当班		委員名	全委員

施策・事業の効率性の向上と行政資源の有効活用

1 全体評価

・外部評価の導入により、PDCAを意識した取り組みや、評価を受けることによる緊張感の醸成など、効率性向上等に関する取り組みに一定の効果が得られていると評価される。一方で、「効率的な行財政運営」の実態が、職員数の減少、行政評価システムによる改善、指定管理者制度の導入、PFI等の民活手法の導入、組織改善と横断的連携等とされているが、職員数の減少を除く各手法の導入がどれだけ効率化(歳出削減、歳入増加、あるいは労働時間の短縮化)につながっているかわからないため、成果についての評価はしがたい。

・人口が増加し事務負担の増大が考えられる状況で、民間活用に前向きに取り組むなど、事務事業の予算の大半が現状維持であることは一定の評価ができるが、これまで以上に庁内のアウトソーシングを推進し、人件費の抑制に努めてほしい。

2 事業・業務の検討における外的視点の導入

・区の業務の外部化、定員適正化については、内的な視点と外的な視点から複眼的に検討・推進していく必要がある。本区では、すでに内的視点からの取り組み・努力が長期にわたり進められ、一定の成果をあげている。今後は、事業・業務のそれぞれのレベルにおいて、外的視点(区民、専門家等)からのチェック機能を取り入れることが必要である。

3 指定管理者制度に関する透明性の確保

・指定管理者の選定に関する情報の公開を進めるとともに、制度の検証についても外部への透明性を確保してほしい。

4 アウトソーシングの促進及びそれに伴う留意点

・徹底した事業の見直しが必要です第1に必要である。その結果、アウトソーシングできるものはためらわずに外部に委託化し、不要な事業・人員を削るべきである。ただし、効率化を重視することにより、医療・福祉分野など、本来細やかなサービスを必要とする領域においても、「マニュアルに沿った一律のサービスしか提供できない」という事態が起こらないよう留意してほしい。また、障害者の雇用は積極的に進めてほしい。

5 職員数の適正化

・定年退職した職員の80%が再雇用されるとのことであるが、再雇用職員を含めた職員数で比較してもスリム化されているのかどうかを検証すべきである。

6 庁舎内の執務環境

・災害時にも対応できるよう、庁舎内を整理・整頓する必要がある。現状は狭くて整理されていない場所が多いのではないかと。また、職員数の削減、アウトソーシングにより、庁舎内にゆとりある作業スペースを確保した方がよい。

状況変化に柔軟かつ迅速に対応する組織体制の確立

1 全体評価

- ・概ね妥当な取り組みが実施されていると評価されるが、状況変化が起こる度に組織体制を変更していくのは問題があると思われる。
- ・区政モニターアンケートから判断する限り、半数近い区民が区政の柔軟性、迅速性を課題と認識するなど、外部から見て「柔軟かつ迅速に対応する組織」かどうかの評価は難しく、改善余地は依然大きいと考えられる。
- ・基本的な方向性として業務の外部化が進んでいく中で、例えば指定管理者配下の施設における危機管理について、区の役割や責任分担のあり方を整理することも大きな課題である。

2 危機管理

- ・今般の東日本大震災を受けて、改めて自治体の危機管理体制構築の重要性が認識されたところである。本区では、平成22年度に危機管理室の設置などに取り組んでいるが、非常時の指揮・情報伝達システムの確立、区民の安全確保や情報提供に関する方針共有を徹底することも含め、非常時に機能する危機管理体制の構築を強く要望する。

3 組織体制

- ・横断的な連携・協力体制が確立されているとは言い難い。状況の変化に即応するため、また、組織の硬直化を打開するためにも変革は必要であるが、同時に、職員全体の意識改革も必要不可欠である。
- ・南部地域の人口増加への対応が課題とされているが、区民による自助・共助が進むことが本施策の目標実現にとって大きな要素であることから、シビックセンターの整備といった供給体制の側面よりも、住民参加、協働を促す取り組みの方が重要性が高いと考えられる。このように、各組織において協働の重要性が高まっているなかで、横断的な取組体制が整備されていないことから、社会状況に対応した取り組みが希薄なのではないかと考えられる。
- ・横断的な連携・協力体制が図れる組織の確立のためには、常に外部の意見にも注視し、透明性のある組織を目指してほしい。

4 組織改革

- ・常に組織体制の改善を図ることは必要であるが、混乱や住民の不便を招かないように配慮してほしい。
- ・組織改革にあたっては、スペシャリストの育成や区民との信頼関係の構築という視点を併せ持つてほしい。

5 住民・事業者・行政の「役割分担」への取り組み

- ・現在の江東区における本施策の最重要課題は、来るべき財政難の局面に対し、今からどのようなシフトチェンジをしていくべきか、ということであろうと思われる。その点からみると、住民との協働や応能応益負担の徹底等を含めた「役割分担」の追求が弱いとの印象がある。再三にわたって指摘しているとおり、施設・サービス等の利用者が特定層に偏在している実態を確認する作業もいまだ行われていないように見受けられることも、「役割分担」の追求の弱さを示しているものと思われる。

政策形成能力を備えた職員の育成

1 全体評価

・あるべき職員像の明確化と、それを実現するための職員研修システムの充実などは重要であると考えられる。一方で、部・課といった組織において、目標の設定と共有が重要である。そして、それに応じて職員に求められる資質も異なるだろう。今後は、部・課といった組織における目標の設定と共有と、それに応じた職員の研修についても、組織的に対応していく必要がある。

2 庁内連携

・庁内連携の重要性は一層高まっている。特に管理職レベルの職員について、PDCAサイクルの全ての場面において、他施策・他部課との連携について具体的な手法や効果等を提案・実証するための能力形成にも取り組まれない。このことは、政策・事業レベルの連携にとどまらず、日常の区民に対する接遇改善にもつながる。

3 職員研修制度の工夫・検証と民間人材の活用

・職員数の精力的な削減や研修の強化など、概ね妥当な取り組みが実施されていると評価される。

・職員の育成は「正規職員」を対象にしていると思われる。江東区役所全体としての政策形成力の育成が重要であり、その意味では「非正規職員」も対象とした育成が求められるだろう。

・研修制度の拡充による効果が見えにくいので、費用対効果を常に監視する必要がある。

・民間ノウハウの導入や職員に刺激を与えることによる活性化などの観点から、任期付き任用等の手法による民間人材の活用も検討して頂きたい。

4 人材育成の基本方針

・職員の研修や心構えのレベルが低すぎるのではないか。行政を担うという気概を持ったプロの集団を形成しなくてはならない。

・政策形成能力は大切であるが、行政は区民へのサービス能力が不可欠なので、区民に寄り添う愛情ある区政を求める。

・組織の中で自ら考え、判断し、行動できる人材を育て、縦横無尽に活動しやすい環境をととのえ、個人の力を発揮できる体制づくりが望まれる。

5 職員の自己啓発

・職員の自己啓発を積極的に推進してほしい。成功報酬のようなものはないとのことであるが、職員の意欲を高めるためにも、また退職後のソフトランディング(生活変化への柔軟な対応)のためにも導入を検討してほしい。

その他
(改善点等)

特になし

計画の実現に向けて	3	自律的な区政基盤の確立	主管部長(課)	政策経営部長(企画課)
			関係部長(課)	政策経営部長(財政課)、総務部長(総務課、人権推進課)、区民部長(課税課、納税課)、会計管理室長(会計管理室)、選挙管理委員会事務局長(選挙管理委員会事務局)、区議会事務局長(区議会事務局)

1 目指すべき江東区の姿
都区制度の見直しや道州制の導入といった一連の自治制度の変化に柔軟に対応しつつも、確固たる財政基盤を基にして、自律した区政運営が展開されています。

2 計画を実現するための取り組み	
自律的な区政基盤の強化	都区の役割分担の明確化を進め、権限や財源の移譲を進めます。また、自律に向けた江東区独自の取り組みを推進します。
安定的な区政運営が可能な財政基盤の確立	徹底した歳出削減を推進するとともに、特別区民税等の収納の向上を目指し、新たな財源等の確保策の実施を進めます。

3 - 1 計画に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
平成19年1月から、都区のあり方検討委員会で、都区の事務配分、特別区の区域のあり方、都区の税財政制度などについて都区間で検討、協議が続けられてきたが、平成22年度に対象事務全444項目についての方向付けが終了した。平成22年6月に地域主権戦略大綱が閣議決定された。地域主権推進一括法案(第1次分)が可決され、平成23年5月に公布された。区内居住者人口の増加に伴い、税収は増加傾向にあるものの、世界的な景気後退の状況の中で、企業収益の減少や雇用情勢の急激な悪化の影響により収納率が減少している。三位一体改革により国から地方への税源移譲が実施された(平成19年度)。都区財政調整制度の見直しにより、特別区交付金の都区間配分率に変更された(平成19年度)。財政健全化法により、財政指標の議会報告や住民への公表が義務付けられた(平成19年公布)。地方公会計制度改革により、企業会計的手法に基づく財務諸表の作成・公表が要請されている。	平成21年に設置された東京の自治のあり方研究会の検討結果を踏まえ、今後、特別区の区域のあり方が議論されることが見込まれる。平成23年3月に設置された都区権限移譲連絡調整会議を通じて、権限移譲等が議論される。人口増加に伴う税収の増加は見込まれるものの、景気の回復は遅く、雇用状況の好転も見込めないため、収納率の向上のための更なる手法、滞納整理の検討が必要である。地方分権の推進や都区のあり方検討による役割分担の見直しにより、国の一括交付金等の創設や税財政制度の改革など、区財政を取巻く環境が大きく変化することが見込まれる。区政への区民参画に伴い、住民に対する財政状況の更なる透明化や、よりわかりやすい情報の公表が要求される。特別区税や特別区交付金は、景気動向に大きく左右されることから、歳入環境に見合った財政運営が求められる。

3 - 2 計画に関する区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
区税の収納方法について、口座振替の件数・金額は近年横ばい状態であるが、17年5月より実施したコンビニ収納については、現年分に占める割合は、件数で約40%超・金額で約25%超、滞納繰越分に占める割合は、件数で約50%超・金額で約40%超を占めており、納税者への周知が進んでいる。マンション建設に伴う急激な人口増により、特に教育施設や保育所整備などを中心に早急な公共施設整備が求められている。公共施設の老朽化への対応や耐震性を確保するため、改築・大規模改修工事が求められている。	区税の口座振替については横ばい状況が続き、コンビニ収納については今後も微増が続くと思われる。モバイルレジ・ネットバンキングなど、若年層の収納機会の多様化に伴い、今後の新たな収納率向上策の検討が必要となる。厳しい区財政の状況にあっても、安定的、継続的な区民サービスを提供するため、基金及び起債を有効かつ計画的に活用することが求められる。区民ニーズの変化にスピード感を持って対応するため、効率的・効果的な財政運営を推進するとともに、新たな財源確保に取り組むなど、財政基盤の強化が求められる。

3 - 3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 計画実現に関する指標	単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
135 経常収支比率	%	75.1 (20年度)	83.4					80	財政課
136 公債費比率	%	3.7 (20年度)	2.4					5.0	財政課
137 基金残高と起債残高との差し引き額	百万円	44,251 (20年度)	43,261					0	財政課
特別区民税の収納率（現年分）	%	96.8 (20年度)	97.30					97.75	納税課
138 特別区民税の収納率（滞納繰越分）		26.19 (20年度)	23.09					27	納税課
特別区民税の収納率（全体）		92.76 (20年度)	91.80					93.08	納税課

成果指標の平成22年度数値は速報値です。

5 コストの状況				
	22年度予算	22年度決算(速報値)	23年度予算	24年度予算
トータルコスト	5,672,557千円	14,331,452千円	5,425,487千円	
事業費	4,224,797千円	12,998,715千円	4,025,264千円	
人件費	1,447,760千円	1,332,737千円	1,400,223千円	

6 一次評価 主管部長による評価
(1) 現状と課題
<p>地域主権改革による「基礎自治体への権限移譲」及び「義務付け・枠付けの見直し」について、区への影響等の検討を行っている。平成23年4月に、地域主権推進一括法案（第2次分）が通常国会に提出されたので、審議状況を注視している。南部地域を中心とした新規マンション建設により、今後の人口増加に伴う税収の増加は予想されるが、教育施設や保育所整備等の公共施設の早急な整備に対する需要も合わせて増加するため、安定的な行政サービスを実現する必要がある。区の歳入の6割を占める特別区税及び特別区交付金については景気変動に左右されるため、弾力的な財政運営に努める必要がある。</p>
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性
<p>自主的かつ総合的な行政をより確実に実施していくため、都区間での検討を通じて、区への対応策を検討する。中長期的に安定した財政運営を行うため、計画的な基金の積み立てを行うとともに、引き続き行財政改革を推進することにより、財政の健全化を図っていく。特別区民税の収納率を向上させるため、滞納処分の強化及び徴収事務の効率化を引き続き実施するとともに、多様なニーズに応じていくため、モバイルレジ・ネットバンキング等の多様な収納方法の検討を進める。</p>

平成23年度 江東区外部評価委員会による評価

計画の実現に向けて 3		自律的な区政基盤の確立	
担当班		委員名	全委員

自律的な区政基盤の強化	
<p>1 全体評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的には、都区制度改革等の地方制度改革の流れの中で、独自の区政運営のための財政的・組織的基盤を検討するという方向性は適切である。現時点は、具体的成果が上がる段階に至っていないが、今後の取り組みに期待する。 ・地方分権に基づく都区の役割分担については、分野によって、分権の必要性や方向性が大きく異なると思われ、一概には評価できない。 <p>2 江東区らしさのアピール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都からの権限や財源移譲によって、江東区らしさが明確にアピールできるような施策を望みたい。そのためには、区民ニーズと乖離した行政視点の発想ではなく、「江東区らしさとは何か」を明確にする必要がある。江東区独自の取り組みを具体的に明示、実施し、区民が理解、納得できる成果が見られるようになることを期待したい。 ・江東区独自の取り組みとして、具体的な施策が多く挙がらないことは残念である。現状の施策を踏襲するばかりでなく、若い人材を登用して、他に類を見ない画期的なシステムの構築や、改革プランを区内の事業所や教育機関、NPO、一般の区民とともに検討していけるような環境づくりを期待したい。 <p>3 住民との協働・役割分担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・江東区独自の取り組みとしての重要課題は、住民との協働・役割分担のルールをつくることではないかと思われる。これがひいては、今後逼迫する可能性がある財政下においてもなお一定の暮らしやすさを確保することにつながる。 ・「自律的」であるということは、財政事情が悪くても目標が達成できる状態を維持することにほかならず、そういう観点からの仕組み(条例等)を、政策法務を強化することによって構築することに力点を置くべきと考える。 <p>4 行政資源の投資の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南部地域の人口増加に伴う住民ニーズには対応すべきだが、財源には限りがあるので、用地買収やハコモノへの投資はなるべく控え、低コストでサービスの充実を図る方法を模索して欲しい。 	

安定的な区政運営が可能な財政基盤の確立

1 全体評価

・前期長期計画の実現を支える財政計画について、基本的な考え方や歳入・歳出シミュレーションは適切に行われていると評価する。

・扶助費の推計については、見通しが若干甘い印象がある。保育分野など江東区独自の膨張要因があるので、一層の分析をお願いしたい。

2 基金の活用

・平成26年度時点での基金残高予測375億円を根拠に、財政計画の安定性が説明されている。しかし、財政調整基金に限ってみると予想残高は60億円余りであり、本区の一般会計規模からすると、リスク管理財源として不十分とは言わないが、決して潤沢とは言い切れない。この点からも、取り崩し一辺倒ではない積み増し対策(経費節減等)について、小さな努力を積み重ねていただきたい。

3 財政基盤の強化

・今後経常収支比率が高まり、財政の硬直化が進む懸念があること、震災の影響による景気減速による税収減への影響も注視する必要があることなどから、引き続き健全な財政基盤を維持できるよう取り組みを継続していただきたい。

・どの程度の歳入があると財政基盤が確立するのかを明確にし、その歳入を確保していくために、積極的に新しい財源の獲得に努めてほしい。

4 公共施設のライフサイクルコストの管理

・これまでのように土地や建物を自前で調達すれば、建物や設備のメンテナンス費用も継続的に発生するので、必ず将来の世代の費用負担が多くなると考える。区が所有する施設全ての長期修繕計画(耐用年数の終わりまでの費用予測、取り壊し費用を含む)の一覧を明らかにしてほしい。

5 人件費

・歳出削減のための人員削減については評価したいが、一律に削減するのではなく、適正なアウトソーシングや必要な部署には専門職を配置するという、現実的かつ細やかな配慮が望まれる。

・委託事業者決定の際の手順・審査項目の透明性を図ることは当然のことである。

6 税金の収納等

・特別区民税の収納等に関しては、適切な取り組みがなされているように思われる。今後は納税後の使いみちをより明確に指定できるようにするなど、使われ方を区民に分かりやすく具体的に示すことで、納税意欲を高めることにつなげてほしい。

・滞納徴収に多くの人件費がかかる上、結果として徴収できない割合が高すぎる。口座振替率を高めること、強調月間を設けることなどに取り組むほか、法律の範囲内でできる斬新なアイデアを実行すべきと考える。収入が右肩上がりの時代のやり方では、今の時代ではますます徴収が困難になると予想する。

その他
(改善点等)

特になし

総 評

平成 23 年度江東区外部評価委員会 総評

行政評価の究極の目的は、区民福祉の向上のための長期計画の着実な推進、確実な区政運営であって、評価そのものが目的ではない。評価を踏まえた事業の検証・見直し、予算編成、事業の実施を一つのサイクルとし、時代の変化に常に適切に対応できる区政運営の実現を図ることが重要である。

また、区民等も参画した評価作業の過程を通して、長期計画の施策を推進させるにあたって自らの仕事にどのような意義があり、どのような目的をもって取り組んでいくべきなのかについて、全ての区職員が共通の理解を持てるようにすることも、行政評価の重要な役割である。その際、評価結果は、単に施策の実績に対する成績として捉えるのではなく、効果的に仕事を行うための手がかりとして捉えられなければならない。

施策の推進にあたっては、それに要するコスト、とりわけ後年度負担を生じせしめるライフサイクルコストを誰がどのように負担すべきかについて、十分に検討しなければならない。例えば、ごみ処理にかかるコストは公費で負担すべきなのか、それとも排出者が排出量等に応じて負担すべきかについて検討がなされて然るべきであるし、生涯学習やスポーツに関する区民の取り組みに対しても、どこまで公費で支援すべきかについて、十分な議論が必要であると思われる。また、施策が目指す江東区の姿を実現させるにあたって、費用対効果の観点から適切と言える事業展開を図っているかどうか、常に厳しく検証すべきである。

事業の実績や効果に対するチェックと、それに基づく見直しは、その事業の性格に応じて最も適切と思われる期間ごとに行うべきであるが、会計年度に合わせてただ漫然と1年に1回行うということが習慣化されているケースが多いように見受けられる。刻々と変化する社会経済情勢に対応するためにも、どのタイミングで検証を行い、事業の見直しを行うのが最も適切であるのか、十分な検討が望まれる。

施策の成果を検証するにあたって、長期計画に掲げている指標だけでは必ずしも十分に施策の成果を検証できない事例が散見される。「施策が目指す江東区の姿」の意図をしっかりと踏まえ、必要に応じて、実態を的確に現し、施策の達成状況をより端的に示すアウトカム指標を設定するとともに、適正で説明のできる目標値の設定についても検討する必要がある。

各施策において、区民ニーズの把握が適切に行われていないと思われる事例が多く見られた。居住地域、年齢層や世帯構成によるニーズの違いはもとより、新興の高層マンションが多い本区の特徴として、それぞれの住環境により異なるニーズが存在することが容易に推定され、きめ細かい区民ニーズの把握が求められていると思われる。また、区民ニーズを把握するとともに、住民との協働や応能応益負担の徹底を含む、区民・事業者・行政の適切な『役割分担』を常に追求し、施策の取り組みを検証していただきたい。

「世代や国籍を超えた、誰もが参加しやすいコミュニティ活動の活性化により、まちの安心と活力を得ることのできる地域社会」の実現を目指す「コミュニティの活性化」は、この一施策にとどまらず、他の多くの施策の取り組みの実現に資するものである。福祉・子育て施策、商店街活性化施策、教育施策、青少年施策、住宅施策等、江東区の特徴を反映した地縁づくりを基盤に、あらゆる場面において「コミュニティ」というフィルターを通して取り組むことが有効であり、双方において一定の成果が期待できる重要な視点である。この視点こそが、区民・事業者・行政の適切な『役割分担』の発想のもととなる。

また、そのためには、庁内での他部署との連携が欠かせず、横断的な取り組み無しには成果を期待することはできない。

多くの課題を抱える各施策での取り組みにおいて、コミュニティという視点からすぐにでも行動を起こすことにより、目標の達成に向けて前進してほしい。

本年3月11日に発生した東日本大震災により、経済見通しはさらに下振れ、本区の財政計画に影響が出ることが考えられる。区の施策に対する区民ニーズや社会状況が大きく転換することが予想される中で、この震災を一つの契機として、あらゆる施策・事業の検証・見直しにつなげていかなければならない。

資料

江東区外部評価委員会設置要綱

平成22年4月23日

22江政企第416号

(設置)

第1条 江東区長期計画における施策の行政評価の実施に当たり、区民の視点に立った評価を行うため、江東区外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、江東区長期計画の分野別計画に定める施策の行政評価に関する事項その他委員長が必要と認める事項について所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員13人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 7人以内
- (2) 区民 6人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から当該年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。

(小委員会)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に諮り小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会は、委員会から付託された事項について、調査研究する。
- 3 小委員会の委員は、委員会の委員のうちから委員長が指名する。
- 4 小委員会の委員長は、委員が互選する。
- 5 小委員会は、小委員会の委員長が招集する。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、政策経営部企画課において処理する。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

平成23年度江東区外部評価委員会 日程

回	日時	場所	内容	委員名	説明者 政策経営部長、企画課長、財政課長、計画推進担当課長は 下記にかかわらず、全て出席。
第1回	4月6日(水)	江東区防災センター 第21会議室	22年度行政 評価結果の 報告	全委員	
第2回	6月22日(水)	江東区防災センター 第21会議室	ガイダンス	全委員	
第3回	7月4日(月)	江東区防災センター 第21会議室	施策7	2 班 藤枝 委員 牧瀬 委員 トーマス 委員 山口 委員	こども未来部長、子育て支援課長、こども政策課長、 保育課長、総務部長、総務課長、生活支援部長、保護 第一課長、保護第二課長、教育委員会事務局次長、 庶務課長、学務課長、放課後支援課長
			施策10		
	7月5日(火)	江東区防災センター 第21会議室	施策2	1 班 大塚 委員 桑田 委員 町田 委員 篠田 委員	土木部長、水辺と緑の課長、みどり推進担当課長、道 路課長、教育委員会事務局次長、学校施設課長
			施策3		
7月6日(水)	江東区防災センター 第21会議室	施策12	3 班 木村 委員 山本 委員 駒田 委員 浦田 委員	教育委員会事務局次長、放課後支援課長、庶務課 長、地域振興部長、青少年課長	
		施策13			地域振興部長、青少年課長
第4回	7月11日(月)	江東区役所 第71会議室	施策15	2 班 藤枝 委員 牧瀬 委員 トーマス 委員 山口 委員	地域振興部長、経済課長、福祉部長、福祉課長
			施策16		
	7月12日(火)	江東区役所 第71会議室	施策29	1 班 大塚 委員 桑田 委員 町田 委員 篠田 委員	都市整備部長、住宅課長、環境清掃部長、環境保全 課長、清掃事務所長
			施策31		
	7月15日(金)	江東区防災センター 第21会議室	施策22	3 班 木村 委員 山本 委員 駒田 委員 浦田 委員	健康部長、健康推進課長、地域保健課長、保健予防 課長、歯科保健担当課長、城東保健相談所長、深川 保健相談所長、深川南部保健相談所長、城東南部保 健相談所長
			施策23		
第5回	7月21日(木)	江東区防災センター 第21会議室	施策17	2 班 藤枝 委員 牧瀬 委員 トーマス 委員 山口 委員	地域振興部長、地域振興課長、区民協働推進担当課 長、文化コミュニティ財団管理課長、文化コミュニティ財団文化セ ンター管理事務所長、政策経営部長、広報広聴課長、 区民部長、区民課長、こども未来部長、子育て支援課 長、教育委員会事務局次長、指導室長
			施策20		
	7月22日(金)	江東区役所 第71会議室	施策32	1 班 大塚 委員 桑田 委員 町田 委員 篠田 委員	都市整備部長、建築調整課長、総務部長、営繕課長、 防災課長、土木部長、道路課長、水辺と緑の課長
施策33			総務部長、防災課長、危機管理課長、福祉部長、福祉 課長		
7月27日(水)	江東区役所 第74会議室	施策25	3 班 木村 委員 山本 委員 駒田 委員 浦田 委員	福祉部長、福祉課長、高齢者支援課長、介護保険課 長、障害者支援課長、塩浜福祉園長、健康部長、保健 予防課長、こども未来部長、保育課長	
第6回	7月25日(月)	江東区役所 第71会議室	計画の実現 に向けて 計画の実現 に向けて	全委員	政策経営部長、企画課長、財政課長、総務部長、職員 課長、区民部長、課税課長、納税課長、会計管理室 長、会計管理室次長
第7回	8月16日(火)	江東区防災センター 第21会議室	まとめ	全委員	